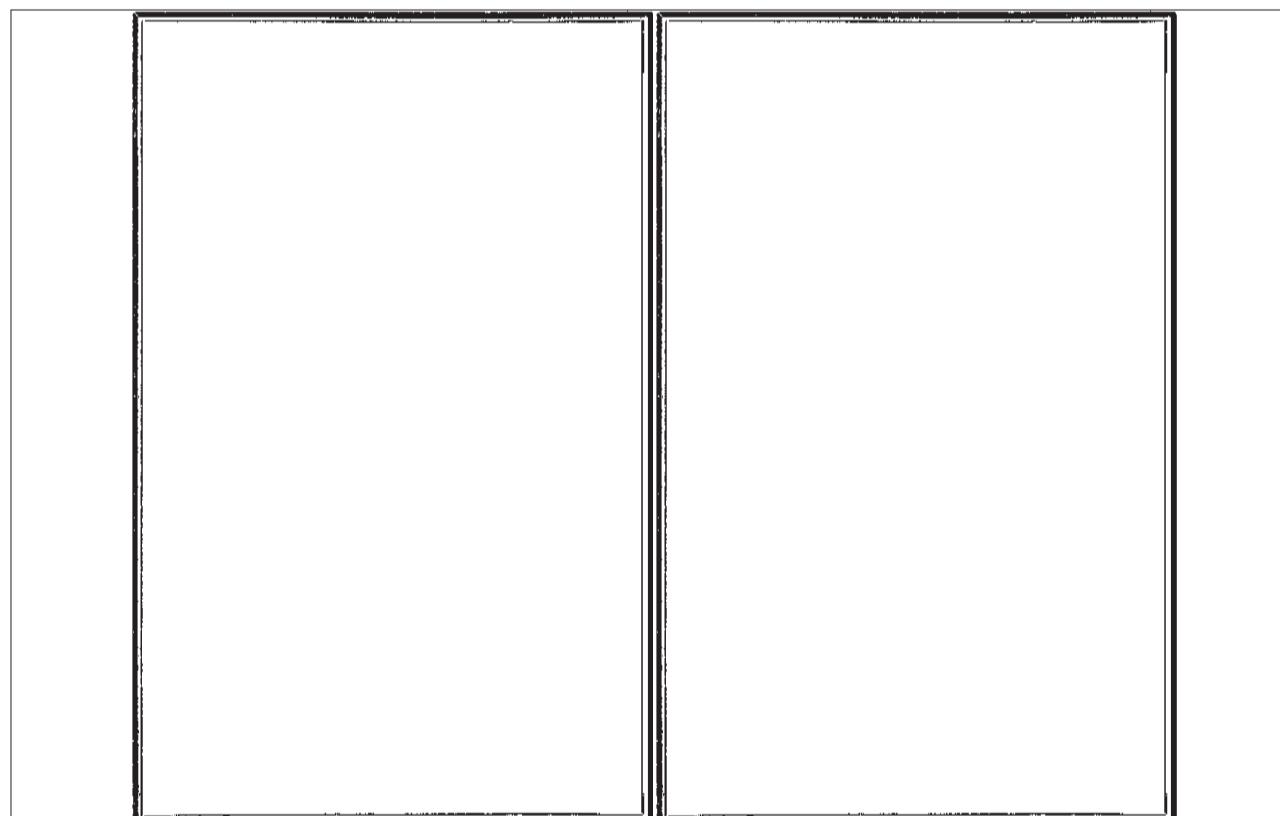
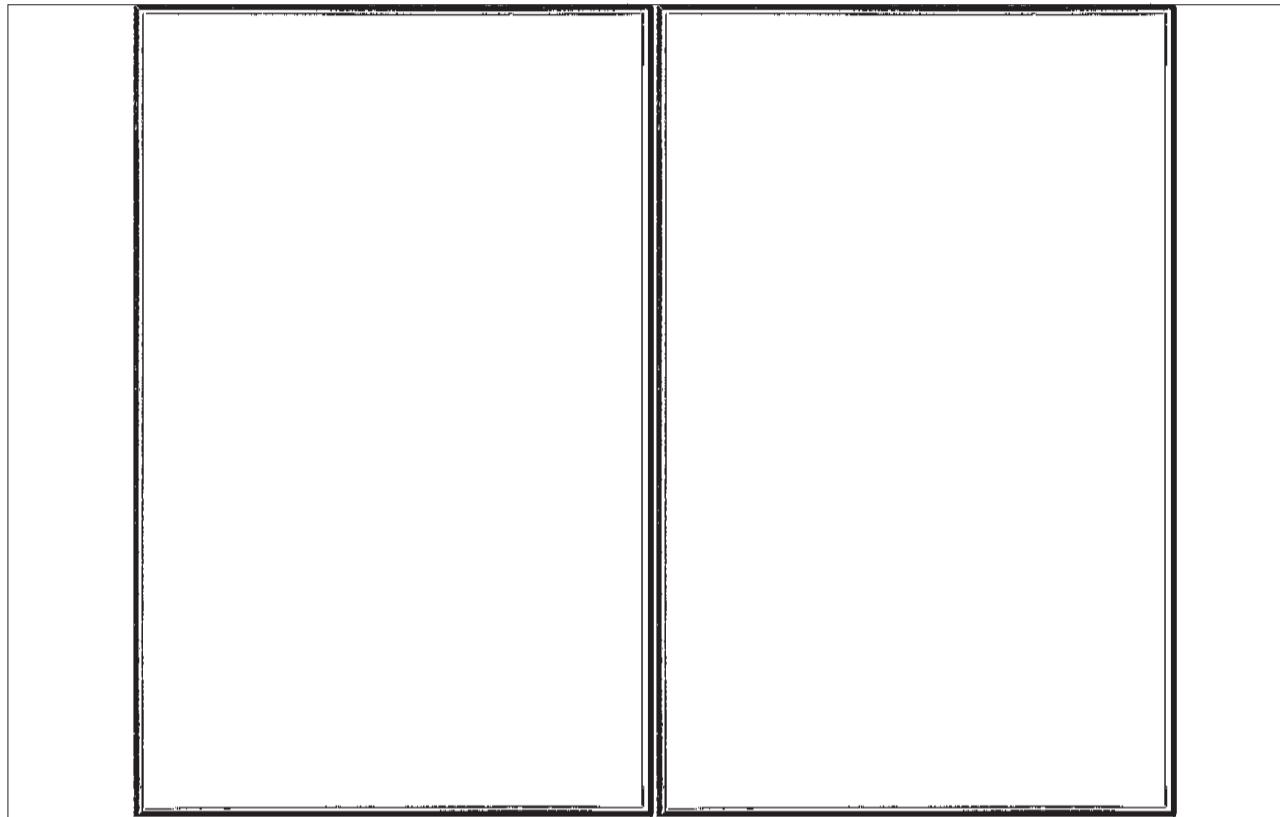


昭和十六年第五十九次居留民會  
臨時會議事速記錄

天津居留民團

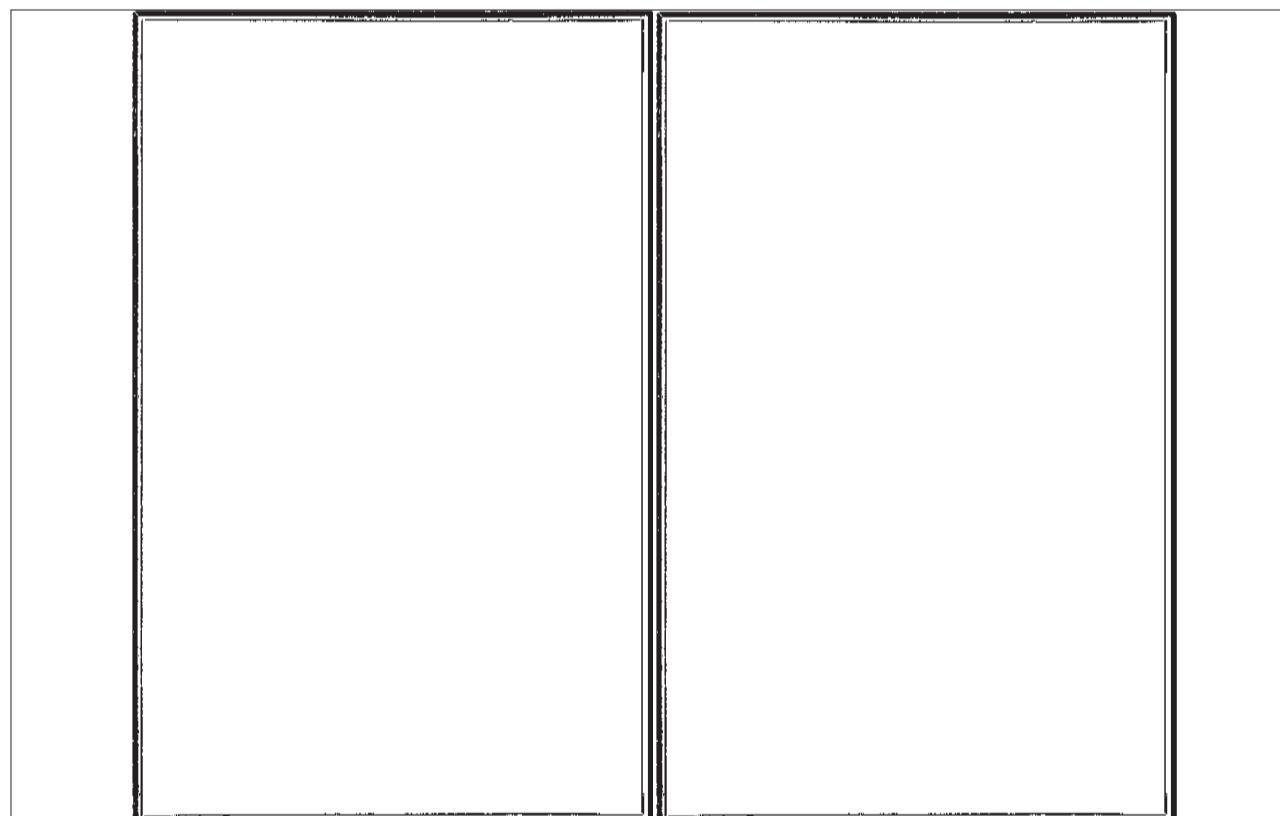
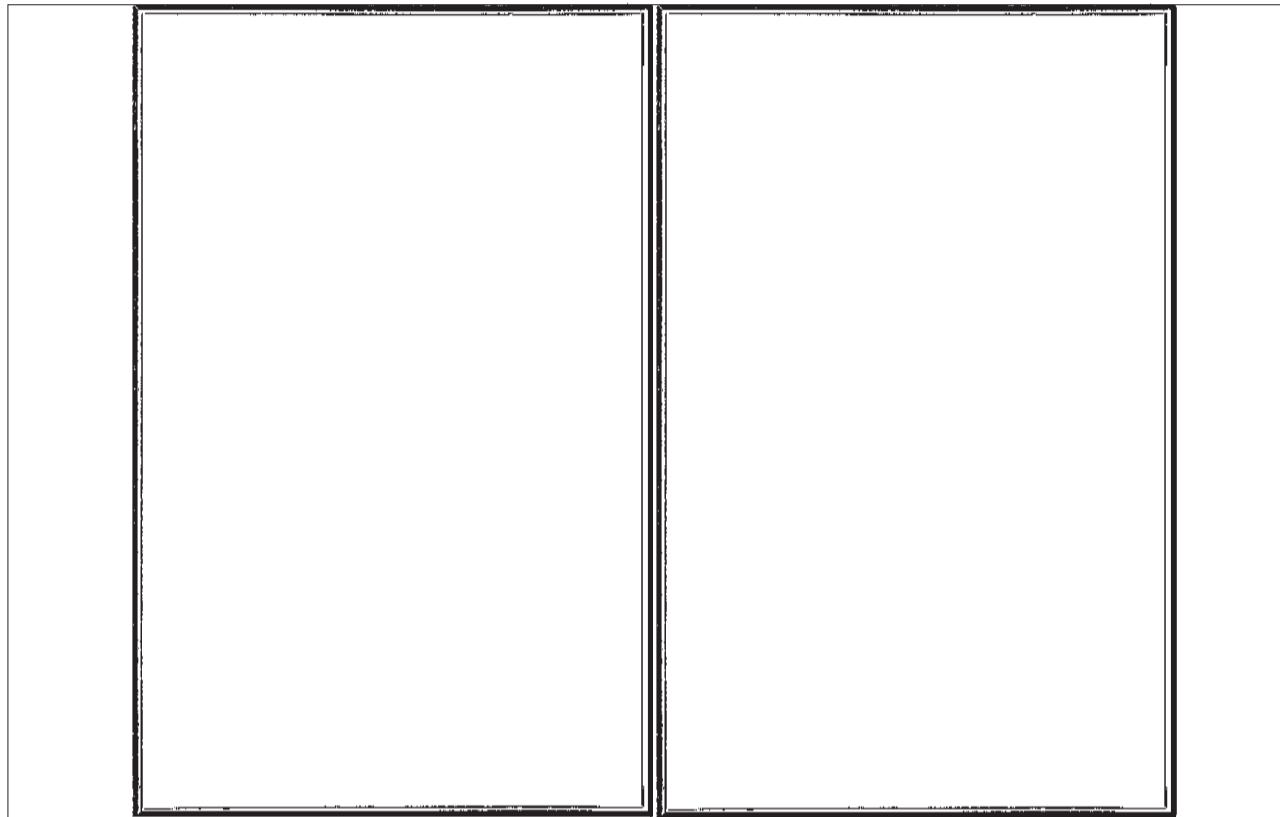


議事速記録目次

第一日(一頁)

頁

第一、報告第八號	參事會代議決事項報告ノ件 (昭和十六年度取得課金第二期分納入期日變更ノ件)	五
第二、報告第九號	參事會代議決事項報告ノ件 (昭和十六年度工巡費(一部第一期分納入期日變更ノ件))	五
第三、參事會員補缺選舉ノ件		六
第四、議案第七十一號	天津日本圖書館巡回文庫閱覽料徵收條例案	七
第五、議案第七十二號	天津日本公立病院新築費特別會計條例案	一〇
第六、議案第七十八號	名譽職員費用辦償條例案	三二
第七、議案第七十三號	有價證券換貨處分ノ件	三六
第八、議案第七十四號	團營食堂建設ノ件	四二
第九、議案第七十五號	昭和十六年度天津居留民團歲入出追加更正預算案	五五
第二日(五七頁)		
第一、議案第七十九號	白井民團長ニ對スル警告決議案(建議案)	一〇三
第二、議案第七十五號	昭和十六年度天津居留民團歲入出追加更正豫算案	六一
第三、議案第七十七號	特別會計天津日本公立病院新築費歲入出豫算案	九三
第十二、議案第七十九號	白井民團長ニ對スル警告決議案(建議案)	一一二
附錄		一一五
要錄		一一〇



## 第五十九次居留民會臨時會議事速記録

昭和十六年七月十五日至十七日  
於民國公會堂

(第一回) 昭和十六年七月十五日(火曜日)

一、報告

一、參事會代議決事項報告ノ件

一、參事會代議決事項報告ノ件  
(昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更ノ件)

一、參事會代議決事項報告ノ件  
(昭和十六年度工巡査(一部)第一期分納入期日變更ノ件)

議事日程

第一、參事員補缺選舉ノ件  
第二、天津日本圖書館巡回文庫閱覽料徵收條例案  
第三、天津日本公立病院新築費特別會計條例案  
第四、名譽職員費用辦償條例案

第五、有價證券換貨處分ノ件

第六、團營食堂建設ノ件

第七、昭和十六年度天津居留民團歲入出追加更正豫算案

出席講員(三十三名)

出席員(五名)

出席吏員(五名)

出席助役(五名)

出席會計主任(五名)

出席員(五名)

(2) (1)

(4) (3)

四十四番	吉植庄司	四十五番	岡本久雄
四十六番	林一正	四十七番	福島榮之助
五十番	永瀬三吾		
一番	手島喜兵衛	八番	鶴澤省朝
七番	中西幸保	九番	眞藤栄生
十一番	中野宗一	十二番	勝田重直
十四番	中山準夫	二十番	竹内象藏
二十二番	上田義茂	二十八番	吉野盛行
三十二番	野口義勇	三十三番	一戸
缺	員(五名)	三十番	鶴澤省朝
三十四番	三十五番	三十九番	吉野盛行
三十五番	三十六番	四十八番	岡本久雄
三十六番	三十七番	四十九番	福島榮之助
三十七番	三十八番		
三十八番	三十九番		
三十九番	四十番		
四十番	四十一番		
四十一番	四十二番		
四十二番	四十三番		
四十三番	四十四番		
四十四番	四十五番		
四十五番	四十六番		
四十六番	四十七番		
四十七番	四十八番		
四十八番	四十九番		
四十九番	五十番		
五十番	五十一番		
五十一番	五十二番		
五十二番	五十三番		
五十三番	五十四番		
五十四番	五十五番		
五十五番	五十六番		
五十六番	五十七番		
五十七番	五十八番		
五十八番	五十九番		
五十九番	六十番		
六十番	六十一番		
六十一番	六十二番		
六十二番	六十三番		
六十三番	六十四番		
六十四番	六十五番		
六十五番	六十六番		
六十六番	六十七番		
六十七番	六十八番		
六十八番	六十九番		
六十九番	七十番		
七十番	七十一番		
七十一番	七十二番		
七十二番	七十三番		
七十三番	七十四番		
七十四番	七十五番		
七十五番	七十六番		
七十六番	七十七番		
七十七番	七十八番		
七十八番	七十九番		
七十九番	八十番		
八十番	八十一番		
八十一番	八十二番		
八十二番	八十三番		
八十三番	八十四番		
八十四番	八十五番		
八十五番	八十六番		
八十六番	八十七番		
八十七番	八十八番		
八十八番	八十九番		
八十九番	九十番		
九十番	九十一番		
九十一番	九十二番		
九十二番	九十三番		
九十三番	九十四番		
九十四番	九十五番		
九十五番	九十六番		
九十六番	九十七番		
九十七番	九十八番		
九十八番	九十九番		
九十九番	一百番		
一百番	一百零一番		
一百零一番	一百零二番		
一百零二番	一百零三番		
一百零三番	一百零四番		
一百零四番	一百零五番		
一百零五番	一百零六番		
一百零六番	一百零七番		
一百零七番	一百零八番		
一百零八番	一百零九番		
一百零九番	一百一十番		
一百一十番	一百一十一番		
一百一十一番	一百一十二番		
一百一十二番	一百一十三番		
一百一十三番	一百一十四番		
一百一十四番	一百一十五番		
一百一十五番	一百一十六番		
一百一十六番	一百一十七番		
一百一十七番	一百一十八番		
一百一十八番	一百一十九番		
一百一十九番	一百二十番		
一百二十番	一百二十一番		
一百二十一番	一百二十二番		
一百二十二番	一百二十三番		
一百二十三番	一百二十四番		
一百二十四番	一百二十五番		
一百二十五番	一百二十六番		
一百二十六番	一百二十七番		
一百二十七番	一百二十八番		
一百二十八番	一百二十九番		
一百二十九番	一百三十番		
一百三十番	一百三十一番		
一百三十一番	一百三十二番		
一百三十二番	一百三十三番		
一百三十三番	一百三十四番		
一百三十四番	一百三十五番		
一百三十五番	一百三十六番		
一百三十六番	一百三十七番		
一百三十七番	一百三十八番		
一百三十八番	一百三十九番		
一百三十九番	一百四十番		
一百四十番	一百四十一番		
一百四十一番	一百四十二番		
一百四十二番	一百四十三番		
一百四十三番	一百四十四番		
一百四十四番	一百四十五番		
一百四十五番	一百四十六番		
一百四十六番	一百四十七番		
一百四十七番	一百四十八番		
一百四十八番	一百四十九番		
一百四十九番	一百五十番		
一百五十番	一百五十一番		
一百五十一番	一百五十二番		
一百五十二番	一百五十三番		
一百五十三番	一百五十四番		
一百五十四番	一百五十五番		
一百五十五番	一百五十六番		
一百五十六番	一百五十七番		
一百五十七番	一百五十八番		
一百五十八番	一百五十九番		
一百五十九番	一百六十番		
一百六十番	一百六十一番		
一百六十一番	一百六十二番		
一百六十二番	一百六十三番		
一百六十三番	一百六十四番		
一百六十四番	一百六十五番		
一百六十五番	一百六十六番		
一百六十六番	一百六十七番		
一百六十七番	一百六十八番		
一百六十八番	一百六十九番		
一百六十九番	一百七十番		
一百七十番	一百七十一番		
一百七十一番	一百七十二番		
一百七十二番	一百七十三番		
一百七十三番	一百七十四番		
一百七十四番	一百七十五番		
一百七十五番	一百七十六番		
一百七十六番	一百七十七番		
一百七十七番	一百七十八番		
一百七十八番	一百七十九番		
一百七十九番	一百八十番		
一百八十番	一百八十一番		
一百八十一番	一百八十二番		
一百八十二番	一百八十三番		
一百八十三番	一百八十四番		
一百八十四番	一百八十五番		
一百八十五番	一百八十六番		
一百八十六番	一百八十七番		
一百八十七番	一百八十八番		
一百八十八番	一百八十九番		
一百八十九番	一百九十番		
一百九十番	一百九十一番		
一百九十一番	一百九十二番		
一百九十二番	一百九十三番		
一百九十三番	一百九十四番		
一百九十四番	一百九十五番		
一百九十五番	一百九十六番		
一百九十六番	一百九十七番		
一百九十七番	一百九十八番		
一百九十八番	一百九十九番		
一百九十九番	一百二十番		
一百二十番	一百二十一番		
一百二十一番	一百二十二番		
一百二十二番	一百二十三番		
一百二十三番	一百二十四番		
一百二十四番	一百二十五番		
一百二十五番	一百二十六番		
一百二十六番	一百二十七番		
一百二十七番	一百二十八番		
一百二十八番	一百二十九番		
一百二十九番	一百三十番		
一百三十番	一百三十一番		
一百三十一番	一百三十二番		
一百三十二番	一百三十三番		
一百三十三番	一百三十四番		
一百三十四番	一百三十五番		
一百三十五番	一百三十六番		
一百三十六番	一百三十七番		
一百			



<p>(10)</p> <p>なほこれの内容などに就きまして御質問がござるまするならば御答へ致します、提案の説明は以上の通りです。</p> <p>○議長(足立茂君) 只今の説明に對し何か御質問ござるませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>御質問ござるませんければ</p> <p>○二十七番(秀島虎男君) この案は非常に結構でござりますが一部官衙又は學校會社五十名程度以上のお部の方々ばかりではなく、もつとこれを全居留民の方々を見て貰ふといふことで一區の中の區長なりが責任を持ち隣組程度にこれを普及して戴いた方がいゝんぢやないかと思ひますが御審議願ひます。</p> <p>○白井司書 これは大體茲にござります官公衙學校、會社、及び各種團體とありますのが五十人以上上の總まとめた或は區なんといふ方面にも勿論申込で配布致したいと思ひます、支那街でも租界に近い方は圖書館にいらしゃつても外にいらしゃる方のそぞういたものに直接本を届けて讀書をして戴く、こういふ趣旨でござります。</p> <p>○議長(足立茂君) 外に御意見ござるませんければ第一讀會に移して遂修審議に入らうと思ひますが如何でござります(「異議なし」) 第一讀會省略可決確定と呼ぶ者あり) 第一讀會を省略致し</p>	<p>(9)</p> <p>まして直に賛否の採決をとるといふ方法もござりますが「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり) それでは讀書省略致しまして大體多數御賛成と認めますから本議案は可決確定されたことに致して御異議ござるませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり) それではそういふことに致します</p> <p>○議長(足立茂君) 次は日程第五議案第七十二號天津日本公立病院新築費特別會計條例案を上程致します</p> <p>○白井司書 河北の方面にも勿論申込で配布致したいと思ひます、支那街でも租界に近い方は圖書館にいらしゃつても外にいらしゃる方のそぞういたものに直接本を届けて讀書をして戴く、こういふ趣旨でござります。</p> <p>○議長(足立茂君) 外に御意見ござるませんければ第二讀會に移して遂修審議に入らうと思ひますが如何でござります(「異議なし」) 「讀書省略可決確定」と呼ぶ者あり) 第二讀會を省略致し</p>
--	---

<p>(12)</p> <p>計百八十六萬圓であります</p> <p>それから大體御訊ねまして略々こちらの係として御同意を得て本社に間合せ申といつたものが合計十六萬七千圓であります、寄附金が三萬三千五百五十圓、團債が十三萬三千四百五十圓それからの次に例へば組合の方で今相談して居るが少し延びるとしてと角申込むことは致します、こういつたんで特に業者などにあるのですが寄附金が私の方の創設の半分、團債が三分の二位申込むつもりだといふ御内意を受けた額は合計二十二萬一千四百圓、結局全くこれがら團債を御願ひしなければならぬものは約五萬圓で二百三十萬圓繰まる豫定はつきまとがこの豫定はこれからまだ一年ござりますから勿論間違ひなく参ることに確信致して居ります、それでこの建築上一つの特別會計に致しまして、丁度埠頭事業特別會計の如く竣工迄を一會計年度といふことに致して居りますやうに、此の會計も建築工事の竣工迄を一會計年度とし何か資材の關係などで遅れない限り十七年度中には完成する見込で御承知の如き時機でありますから資材の關係でなほ明年中が明後年に亘るといふやうなことが起らないとも限らんと思ひますが其の場合でも此の特別會計は再来年迄延長致して竣工する迄を一會計年度と致します、勿論收支は特別會計であります、そこで第三條の歳入は寄附金及團債を以てこれに充てる歳出は新築工事及び設備に要する諸費及び工事竣工に至る迄の支拂利息とす、此の特別會計でやつて参ります、第四條前條に於ける寄附金及團債額は合計二百三十萬圓以内とす、こうなつて居りますが寄附金の方が次の豫算のところに書いてござりますが寄附金三十五萬圓、團債百九十五萬圓を得て居りますので、寄附金の方はもし豫算以上に御申込があればこれは勿論御方法にやりたいと思つて考へて居ります、どうぞ御質問ござるましたら御答へ致します</p> <p>○議長(足立茂君) 只今の説明に對しまして御質問ござるましたら(二十一番發言を求む)</p> <p>○議長(足立茂君) 只今申込上げます此の議案の第七十二號の條例の中附則の中にミスプリントがござりますから御訂正願ひます</p> <p>附則「本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施工ス」工が行ふといふ字の間違ひですから、どうぞ五十嵐さん</p>	<p>(11)</p> <p>断りしないで御受けすべき性質のもので團債五百五十萬圓は總計を決めて行く、こういふことにしたいと思つて居ります、工事が竣工致しましたならば只今の公立病院特別會計條例に入れまして工事竣工後に元利金を支拂ふ、それは特別會計公立病院經營費で支拂して行く、こういふ方法にやりたいと思つて考へて居ります、どうぞ御質問ござるましたら御答へ致します</p> <p>○議長(足立茂君) 只今の説明に對しまして御質問ござるましたら(二十一番發言を求む)</p> <p>○議長(足立茂君) 只今申込上げます此の議案の第七十二號の條例の中附則の中にミスプリントがござりますから御訂正願ひます</p> <p>附則「本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施工ス」工が行ふといふ字の間違ひですから、どうぞ五十嵐さん</p> <p>○二十一番(五十嵐重吉君) この建築の案は前の民會に於て通過して居りますので私は再び此の問題に對して反対意見を述べるものではありません、然し金が出来たからといつて此の重大なる時局、只今總領事閣下よりの御訓辭の中にも申された如く今は相當恐らく世界を擧げての非常時であります、殊更に現在各會社、開發會社及び總べての機關に於ましては此の鐵筋材料なるものを例へボルト一本でも使用することを遠慮せよ、こういふことの秋に何が故に公立病院の建設を力説し建築せなければならぬか、私づくろ考へさせられるのであります先づ私のいわんとするのは現在の公立病院の内容の充實を圖つて戴くことを充分考へて戴きたいと思ふのであります、同時に建築せんとする地盤を見つけて御覽なさい相當建築屋は苦しんで基礎工事をやつて居るにも拘らず相當なる費用も掛けてやつて居るのであります、ところが出來た品物</p>
---	---

呈して置きたいと思ひます。

( 13 )

( 14 )

いへども思ひ立つて用ひて戴かしと思ひます  
民間團體（白井忠三君）御答へ出し次第後段の條例の條文に就きましては誠に申譯ござります  
せん、勿論準備致して居ります、出来次第御配布致します  
淡路小學校の點は何れ民會で御説することになると思ひますが、只今軍當局の非常な御好意  
に依りまして商業學校の移轉先と致しまして或建物を御貸下の願請をするに致して居ります  
す、これにまだ豫算を組んで居りませんが十數萬圓の修繕費を無理をしてゐる豫算の際であります  
から其の方が御認可になりましたならば淡路小學校の増築を取り止めてそちらの方へ費用  
を廻したいこのふ考へで着手致して居りません、吉野小學校は御説通り今設計申なんですが  
これは申請ないんですが御承知のやうな丁度年慶初めから數名の建築部員が集めることにな  
りました爲に補充を雇つて居りますが仲々此の技術家が手に入りません、止むを得ず吉野小  
學校は東京建築物會社の建築部に御頼みしてあすこを設計して戴く、結局人手が足らん結果であります  
段々退れて居りますが何れどうしても三月の通常民會が通過してから初めて設計に掛る  
んですから、本年度の如きは殊に火薬場新築、野球場の新築と工事が仲々多うござりますそこ  
へ人手が大部減つたものですから設計の點が遅れて居ります、これは今後早目の内に通常民會  
に出る迄にかなり設計を進行させて置いて通過したならば直ぐ入札に出售せといふ手順をして置  
きたいと思つて居ります、それで病院の方が通過しまして只今五十九君の議論御意見もありま  
したやうに一月でも二月でも延びればいいですが常に非常に遅れに居りますがなるべく早く  
掛りたいんですが新規の野球場スタンンドなどの設計がまだ出来ないやうな状態でありまして野

今日まだ修つて居りません、同時に御注意申上げました私として不愉快です、講場に於て我々

( 15 )

(16)

非常に参考に參事會の議論が転載して居るままで、我々衛生監視の實質として、いきましても御意見として御諮詢して居る。それで、その點は甚だ心配である。それで、この點は甚だ心配である。

○十六番(菊地新一君)　衛生部長の御返答に依りまして今直に御意志を伺ふことは出来得ませぬが、何れ文書に依つて御返事下さるといふ御意向でありますから其の文書に依つて私拜見しないたいと思ひます。

此の際一言衛生部長、民團當局に御注文申上げたいといふことは外でもございませんがとにかく、こうした約三十萬圓の膨大なる豫算で今後も民團立公立病院が起されんとする機會にこれを統率するところの衛生當局こうした首腦部の確固たる精神を此の際實際承つて置きたいと思ふのであります、申す迄もござみませんが幾ら醫師を並べたところが首腦部所謂これを早く申す

(15)

ヨリシーランの終る送り返すところは失敗の體面上に甚當景氣のあることでありますから大いにスピードを掛けまして出来るだけ早く仕上げを致したいと思ひます資材の配給を願へれば勿論来年申仕上がります。

○十六番（羽地新一君） 私此の公立病院問題に關連して衛生方面のことにつきまして申上げて、議題外になりますが今年の通常民會に御約束御文を申上げたんですが其の當時衛生方面の確立といふことに就て衛生部長が留守の爲に詳細なる説明を承ることが出来なかつたのであります、何れ衛生部長が歸られてからこれに對して御報告があるといふことで今迄保留して置きました通常民會後に於ける衛生部の人事の移動といふことを見ます時其の間に相當あるやうに思ひますが此の間の、衛生部長の今後の御方針覺悟を此の際承り且又前通常民會の時にも御質問申上げたなんですが研究費二萬圓の問題これが使途に就ても詳細なる説明を願ひ此の臨時民會でなくとも總括でさから相當の機會を貴方の方で御見計り下さいましてそれに對する御説明を願ひたいと思ひます、今でなくともよろしくござります。

○池山衛生部長 只今の御質問に對して御答へ致します、私本年四月病氣全快の上歸つて参りましたとして早速議事録を見まして衛生部豫算の審議精勤を議事録に依つて拜見したんであります、そこで此の議事録を拜見し又當時の状況を御伺ひまして早速自分としては總べてに就てこれを説明するといふチヤンスを伺つて居つたのであります、參事會毎に私助役の手元迄こういふことを説明するといふふうなことを申上げてこれを助役も諒として居られましたが參事會に於て

(18) (17)

れば店を開いてもそういうふうな指導機關の一元化がなかつたならば平和といふ人の和といふことは望み難いと思ひます、これは民團にしても衛生部にても同じと存する次第で私が四月の民會後に色々見聞した衛生部だけの關係の人事の交流に就きまして相當の出入があつたことを聞いてゐるのであります、交流が何遍かあるといふ不満は矢張り民團當局が考へなければならんと思ふのであります、私序に申上げたいと思ひます一例を申しますると多田君でありますの方はこれは決して親友でもございませんの方が婦人病院をあれ程迄に努力して二十五萬圓かの豫算を取りました今日婦人病院を育てゝあの狀態の進出に迄なつてこれから手を伸ばそくといふ時代に直に罷めなければならんといふやうな状態からしましてこれから働くかと思ふときには早々に罷めるといふことの原因は何にあるか知りませんが私裏心から公吏として献身的に衛生部方面に努力しあれだけの病院に樂きあけた請賃があるかも知れませんが、功勞者を唯一の相談があつたから知りませんが何にもしましても知りませんが、そういうふ人事をやることはよくない私こう思ひます、私これは民團長衛生部長をせめた譯でもあります、こういふ氣分を作らせないといふ氣分に押向けて戴きたい、相當に衛生部關係のことに就ても色々ござりまするが私一々申上げません、私が婦人病院といふことに就ては其の當時參事會員當時から直接其の衝に當り色々御話を承り色々努力されたことを聞いて居りますが、病院に就ては關心を持つて居りますが、いひ分は何れにしてもござるまぜうが、これから益々民團立の公立病院が出来まして相當の人員も増加されると思ふのでありますかよく衛生部を一元化されでそうして衛生部長の公正なる判断に依つて人の和を得て衛生關係の發展されることを一言希望致して置きます、私の希望です。

○二十一番(五十嵐重吉君) 此の公立病院の設計は民團長に御伺ひしますが出来て居りますか

○民團長(白井忠三君) 進行中であります

(20) (19)

補充しただけ後は補充出来ない本年度工事に間に合ひませんのでよそに設計を出してゐる位です、鐵筋の量は三百噸です

○三十六番(早瀬精一君) 私民團當局の文化施設に對して決して反対するものではなく此の際立派な病院を建てることはいい、建てることに賛成しますが、ところが時局は時々刻々と狀態が深刻化してゐるのであります、此の際に方りまして此の病院を至急に建てなければならんといふことでありますか、これを非常に考へさせられるのであります、民團當事者は三百三十萬圓の金が出来て居るといはれるがこれは姿を見て居らんと思ひます(「ヤマ」と呼ぶ者あり)三井さん正金さんが出てゐる金は出来るものと思ひます、然し考へ見て戴きたい、此の秋に明日とも分らん、明日とも分らんといふ時局に會社の承認があれば完全に建ち得るかといふことを非常に疑ふのであります、殊に先程の民團長の説明に依りますと資材の關係で來年に完成しないなるを知らん資材を確實に下さるといふ見すかしの出来ん今日無謀の選択ではないか、民團當局は折角諸君の御賛同を得て一時見合すといふことにしたといふ議案を何故出されなかつたかといふことを痛切に感するのであります、これがもし完成に終らずして建築の中止、資材の關係で大阪の停車場の如く一階で鐵筋が腐るといふやうなことが出現する場合は病院として使へず宿舎として住めず掛けた金を建設にしたといふことになつた場合誰が責任を負うか、憂慮に堪へない三百噸の鐵筋を使はれるといふことあります、日本通り公園の鐵柵、住宅の鐵門これを資材に献納するといふ名目によつてお寺の鐘迄も献納して居ります、此の際に當り病院を何故建てなければならぬかけれどもが無いなら建てなければなりません、曲みなりにも在ります、公立病院といふのが在るのであります、其の病院と専別に大きなものを建てなければならん、此の當局の不認識も甚しいと断ぜざるを得ないのであります、戰争は鐵と石油であります(「ヒヤー」と呼ぶ者あり)最後の五つの爆弾で、五つの爆弾が無かつた爲に退却しなければならぬ(拍手)此の際には國家が必要ならば鉄、釜一切の鐵を出さなければならぬといふときには許可を受けて居るから造るといふことはどうか近く三四箇月前建築頃を出で居りまするものも回も回も訂正されて又設計をやり直す、これは極三箇月二箇月前のことです時々刻々に變つて参ります建築統制委員會の情勢日々刻々と變つて居るのであります

最近の設計は網戸を使って居りません網戸をやめて巾にして居ります網戸が鐵材故に禁じられてゐる私は當局の氣持は不親切と思ひます、居留民に對して不親切だと思ひます、此の點御考慮に入れられたい、これはけれどもが此の公立病院建築はもう少し事態の見すかしはがはつきりして建ち得るといふところまで行つてからで遅くないぢやないかといふことを私痛切に感ずるのであります、民團當事者は御賢明な白井民團長は御考慮に入れられてゐる非常時といふことに思ひを致されて御國の爲めに病院が不自由でも不自由をしのんでもやるやうに、新しく建てるといふことを切に願つて置く次第であります

○五十番(永瀬三五君) 涂中ですが段々暈くなつて來たやうですから皆さん遠慮してゐるやうですから上衣をぬがして下さい(「失禮ですよ」「いやはしたが戰争に行つてゐる人を思つて辛棒してゐる」と呼ぶ者あり)

(22) (21)

○講長(足立茂昇) 本議案に就きまして賛否の御意見がございましたら承ります、もしござる

ませんでしらば第二讀會まで移して逐條審議致します、此の儘可決するかどうか第二讀會に移すかどうかといふことの裁決を致したいと思ひます。

○二番(鶴谷辰造君) 只今早瀬議員のいはれた如く公立病院を造るといふことに對しては私も満意の賛成したいと思ひますが、殊に現在の時局は既に早瀬君のいはれた如く明日の變轉も測り知れないところの重大な秋に我々國民として一つのボルト、マット一つに就てもやかましい制限を受けて居る次第です、まして此の病院設備を完成しやうと思つたならば色々な機械器具等に就ても果してこれを買得るかどうか疑問があります、又各種の資材が豫算が取れても買得るかどうかといふ點に就て非常に疑問あるものであります。が故に一日も早く公立病院の立派なのが欲しい然し現在の時局に鑑みて我々はもう少し時局の認識を深くして途中でこれを三年四年も放つて置かなくちやならんことが起り得ることを想像して暫く延期しならざるかと思ひます、

私鐵工業に關しての制限を痛切に感じて居る者であります、茲に建築が完成されて來年總べての設備ライターとかボイラーやは醫料機械などといふものは非常に入手困難であります、又茲に揚げられてゐるところの豫算を以て現在の價格では買へない物もあります、ですから二百三十萬圓の豫算が果してこれで公立病院が出来るかどうか疑はしいのであります。其の上にもう一つ考へなければ現在の中小工業者はそれく何と申しますか沈滯して居ります、多くの裕福なる商賈者から寄附金は國債を仰ぐことで恐らく間違ひあります、然しながら零碎な寄附金團債を募つて三百三十萬圓を作らうといふことはとれんことはなからうが非常に無理しなければならぬ、二百三十萬圓出来るかどうかといふことに私疑問を持つのであります、そのいふ際には我々は現在の戰局の見透しもつけず目に許可があるから、金が集まつたら公立病院を造る事務的なことのみに考へて民團全體の我々居留民の福利の爲に臼井民團長に對して遺憾に思ふのであります、

(24) (23)

暴な處置を執つた爲に氣の毒にも優良兒三等に入選したところの子供が死んだでありますこれが見た時に公立病院當局者は何をして居るか(「ヒヤノ」と呼ぶ者あり)を感じたのであります、實例を申上げて置きます、手術を受けた日も知つて居ります、かくの如き態度をチフテリヤ患者にとつたんであります石山院長に特に説明願ひたいと思ひます、貴方の病院でチフテリヤ患者は恐らくあつたであります先づ先にそれに對してチフテリヤの血清注射をして改めてしないか實に御暴極まるところの人殺しを(「ヒヤノ」と呼ぶ者あり)やつて居る、病院を完成する場合、如何なる病院を造つても建設する其の人がよくつても何にもならんと思ひます、同時に兩親の嘆きを見て同情に堪へず公開の此の席に於て石山院長の責任ある返事を聞きたいと思ひます、死んだ道程に於て充分なる手續せずして死なした兩親の諂めきれないところの嘆きを見て意見述べなんであります

どうかこういふ病院には須からく内部にメスを入れて摘發して公人として警告してもう少しこれが我々の信頼し得るところの病院にして貰いたいのであります、病院新築をせられることはこれも宜しい、然しながら今いつた理由でこれは時局に鑑みてこれをもう少し研究してこういふやうな大きな病院の設備も果して豫算通りに充分患者に対する責任を感じて戴いてそうして我々居民の爲に安心して診察を受けるところの病院にして戴きたいことを希望する次第です

○民團長(臼井忠三君) 議論に亘ること、思ひまして先刻來の御議論の御答へをせなかつたんですが病院といふものに對する御懸念は勿論間違つて居らないだらうと思ひます、決して時局だから、病院學校の如きは特に時局だから必要である、これが意見の相違ですが私などの考へて居るところです居留民體位の向上衛生機關の完備といつたことはこれは時局重大であればこそ當局としても御考へになるので從つて興亞院の資金統制委員會が二百三十萬圓の病院を建てる許可を許可して下さつた譯であります、さつき少々念を入れて萬の場合を申上げた爲に資材が手に入らないんぢやないか建廻れる心配はないかと仰しやいましたが毎年鐵材の許可を得るものから二百噸許可を得て居りまして來年許可は百噸來年許可を受ける其の場合に仰しやる通りに鐵材ボルト一本大切になつて居りますから他にも學校もあり又開發關係の鐵材使用がありもう一年延ばしてくれ、今百噸やる後五十噸は再来年といふやうなことが殊に時局柄起きるかも知れんといふことを申上げたので殆んど半數以上のものは來て居ります、鐵材が來立病院内科の方へ行かれたぞうると單に風邪引だといふので奥さんが其の儘歸つて來た、翌くる日になつても熱が下らん、又公立病院の内科に行つたところが又風邪引だといふでチフテリヤぢやないですかとお醫者に訊ねたらチフテリヤぢやないと仰しやつたんで其の儘歸つて來たが、仲々熱も引かず子供の状態が面白くないやうに思ふので直に引退して公立病院に行つたところが、前に診て戴いた先生が居なくて何でも女醫が曰くにこれはチフテリヤだから療病院に行つて下さいといふんで療病院に行つたそのうちが又風邪引だといふでチフテリヤぢやないですかとから医師のラーラーとかそういうものは勿論こちらで現地で手に入ります、現地で手に入らない醫療機械其の他の興亞院の配給證明を戴けるのです、病院を建てるが醫療機械は何にも入れさせない病院が必要なら建てようといふか主義一貫しないんですから頂戴出来る確信を持つて居りますですから建廻れといふことは絶対にございません、此の際病院を建てるといいぢやいかといふのは病院の實情を御承知ないからで毎日五六百の人が來ても先生を増やさずとも診察室を増やされない入院患者も一つの部屋に一人といふことはない部屋の大きさに應じて二つ三つベットを入れてゐる状況ですから勿論公立病院

<p>(26)</p> <p>○議長（足立茂君） 一寸私の考へを申します、議事を進めるに當りまして私に一言考へを申さして戴きます、公立病院を建てるといふことは既に前民會に於て可決されたんでありますが寄附金がはつきり決まらなかつた爲に今日迄こういふ會計條例の提出豫算案の提出が伸びた爲に提出されるやうになりました只今迄の御意見を伺ひますと病院を建てるといふことに就ては異議がない然しながら只今の大時局今後如何なる變化があるか分らない今日に於て建てるのは少し輕率ではないか、從つても少し模様を見る爲に伸ばしたがいゝんぢやないといふ反対の御意見と承知致しました、就きましては更に此の討論を續けるよりは茲で本議案を第二讀會に移すかどうかといふ決をとりましてはもし第二讀會に移す、延べるとしましては先ばこれには今差當りやる必要がないといふことになりますならば先にこういふ條例を設ける必要もないと思ひますから先づ此の邊で第二讀會に移すべきや否やといふことの決をとりないと存じます御賛同を戴きませればそういふことに致します（「賛成」と呼ぶ者あり）</p> <p>○二番（鹽谷辰造君） 一寸其の前に認識を改める點があるの御伺ひしたいと思ひます</p> <p>○議長（足立茂君） 如何ですか此の議案の審議でありますから</p>	<p>(25)</p> <p>が天津中の病人を引受けれる雖でもない開業醫の方もあるが現狀から見てもこれは擴げなければならぬこれはどうしてもいけない、病人の取扱についての非難を時々御伺ひしますがこれも勿論大いに改善して行きたいと思つて居ります、入れ物を造るお醫者さんの數も一つと増やすといふことにしませんと診察も伸々終らないといふふうなうみが澤山あるのであります、どうぞそういうふことで御承知願ひたいと思ひます</p> <p>○議長（足立茂君） 一寸私の考へを申します、議事を進めるに當りまして私に一言考へを申さして戴きます、公立病院を建てるといふことは既に前民會に於て可決されたんでありますが寄附金がはつきり決まらなかつた爲に今日迄こういふ會計條例の提出豫算案の提出が伸びた爲に提出されるやうになりました只今迄の御意見を伺ひますと病院を建てるといふことに就ては異議がない然ながら只今の大時局今後如何なる變化があるか分らない今日に於て建てるのは少し輕率ではないか、從つても少し模様を見る爲に伸ばしたがいゝんぢやないといふ反対の御意見と承知致しました、就きましては更に此の討論を續けるよりは茲で本議案を第二讀會に移すかどうかといふ決をとりましてはもし第二讀會に移す、延べるとしましては先ばこれには今差當りやる必要がないといふことになりますならば先にこういふ條例を設ける必要もないと思ひますから先づ此の邊で第二讀會に移すべきや否やといふことの決をとりないと存じます御賛同を戴きませればそういふことに致します（「賛成」と呼ぶ者あり）</p> <p>○二番（鹽谷辰造君） 然し時局の認識は御存知のこと、思ひますが鐵材</p> <p>○議長（足立茂君） それよりは茲でこれをやるかどうか</p> <p>○二番（鹽谷辰造君） それは結構ですが先に鐵材といふやうな（「第一讀會」と呼ぶ者あり）</p> <p>○議長（足立茂君） もしこれがやるといふことが決まれば豫算案の時に承はるとしてやらないと</p> <p>○二番（鹽谷辰造君） やるやらんといふことは資材の關係で資材はこれを節約しなければならぬと思ひます</p> <p>○議長（足立茂君） 多数の方が茲で決をとるといふことに賛成のやうでありますからそれでは本議案を第二讀會に移すべきや否や移すといふことに御賛成の方は御起立願ひます、移すといふのは豫條議を始めるといふことです一起立者多數と認めます引續いて第二讀會を開きまして本條例の豫條議を致したいと思ひます</p> <p>○木下會議書記</p> <p>第一條 天津日本公立病院ノ新築ニ要スル収支ハ之ヲ特別會計トス</p> <p>第二條 本會計ノ年度ハ新築工事竣功迄ヲ一會計年度トス</p> <p>第三條 本會計ノ歲入ハ寄附金及團債ヲ以テ之ニ充テ歲出ハ新築工事及設備ニ要スル諸費及工事竣功ニ至ル迄ノ支拂利息トス</p> <p>第四條 前項ニ於ケル寄附金及團債額ハ合計三十三萬圓以内トス</p> <p>第五條 工事竣功後ニ於ケル團債元利金ノ償還ハ天津日本公立病院經營費特別會計ニ於テ之ヲ</p>
--	---

<p>(28)</p> <p>○民團長（白井忠三君） 今このところ與へないことにしてゐます</p> <p>○十六番（菊地新一君） そうする所と嘱託だけを與へる譯でね</p> <p>○民團長（白井忠三君） そうです</p> <p>○二十七番（秀島鹿男君） 第三條の「本會計ノ歲入ハ寄附金及團債ヲ以テ之ニ充ツ」、といふのがあります度々申上げます通り此の龐大なる資金を日本人居留民のみにこれを負擔させるこれを寄附金を要求するといふことは當然なり方ではなく勿論これもいゝ譯で華人からこれを一部華人も負担せざるといふ方法で行つた方がいゝんぢやないかと思ひます華人も殆んど約四割五割方は患者として相當御世話になつてゐる事實でござりますし、然もこれが華人に持たせる方法としまして華人に一々とるのがうるさいといふ御話を承つて居りますが、現に英米利加の病院などは彩票を以て経費は無論施設建築増設の費用を捻出してゐるのであります、これは公立病院の件だけではなく總ゆる點に日本人のみだけの税金を根據とされるところに無理があると思ひます、これはこの前の民會に一寸申上げたんですが民團當局としてはそういうふ方面迄御研究頗るといふ、私新參として分りませんが當然こういふ方面迄研究して戴いて入院費用等を低減してやるといふことは必要缺くべからざること、思ひます華人にこの彩票制度であれば何も邦人が出て来てこういふ建物をやり難くはないのでありますそれを捻出してゐる爲に華北政務委員會の如き或は蒙府政府の如きそういうふ方法でやつて相当成功して居るやうに思はれるので御意見を伺ひます</p> <p>○民團長（白井忠三君） 御承知のやうに病院新築案を助成して戴く助成委員會を作りまして其</p>	<p>(27)</p> <p>處理ス</p> <p>○議長（足立茂君） 如何でありますか一條づゝ審議致しませうか、一括して審議致したいと思ひます、如何でありますか一何かこれに就て條例の字句の修正とかそういうふやうなことに就て御意見ござるませんか</p> <p>○三十六番（早瀬精一君） 五條の「工事竣工後ニ於ケル團債元利金ノ償還ハ天津日本公立病院經營費特別會計ニ於テ之ヲ處理ス」とあるが公立病院で今後これだけの借金を背負つてこれを拂つて行けるか公立病院は儲かるつもりですか、其の點御伺ひ致します</p> <p>○民團長（白井忠三君） 只今の條例で行ける見込であります</p> <p>○三十六番（早瀬精一君） それでは營利病院といふ譯になりますね、私どつちかといへば少くとも相當の民團の各種費用から補助して然るべき醫療の完全を計れば結構だと存じます、二百三十萬圓の借金を拂つて行けるといふ医師のあるお醫者さんは一切求め難しと断ぜざるを得ないであります、「ヒヤー」と呼ぶ者あり、もう少し落付をして考へて戴きたい茲に如何に名醫がありまして博士が捕ひました、三百三十萬圓の借金を日々の利益に依つて拂つて行くといふつもりで公立病院を建てるといふことには賛成しましたがそれでもやりますか（「民團長延期されたらどうですか」と呼ぶ者あり）</p> <p>○十六番（菊地新一君） 私申上げまいと思つたんですがこういふ一寸御伺ひしたいんですが第五條の問題ですが寄附金、寄附團債の方がござりますがこれについて相當恩典を與へられますか、其のことを</p>
---	---

(30) (29)

の委員會の要領に御相談申上げましたがとに角天津民團としては大金ではあるけれども日本人で出来ることならば支那側から寄附や團債を強いて取るといふことをやめやうぢやないかといふ御意向が多くて支那人の方へ向けてかかつたので、今秀島さんの仰しやつた三百三十萬圓は仲々集まり難い點から、といふ議論のやうに思ひますが先刻申上げました二百二十四萬八千圓迄は略々確實な見込がつきました、後五萬圓これから團債を御願ひするんで、先刻どなたか柴碎などといふ御詫ありましたが柴碎なものでも御賛成下さんことを希望しまして、民團の方では一千圓位の家へ御返事のないところは督促しますが數百圓のところは強いて督促致して居りませんといふやうな狀態で支那人の方に助力を請はんでも纏まるといふ見込を充分つけて居ります左様御承知願ひます。

○二十一番（五十嵐重吉君）如何にも自信あるやうに民團長仰しやいますが此の寄附金及團債に際しまして役員を其の術に當る相當勧誘をやつて居りますそれが爲に仕方なしに團債の一部を引受け寄附をせねばならぬといつて愚痴をこぼしながらやつてゐることは貴方は御存知ないでせう、それを自信を以て二百二十四萬八千圓ですかそれ迄は確實だと仰しやるが甚だ杜撰な頭と考へられます、とんでもない間違ひであります、相當愚痴をこぼしてゐることをもう少しうまくあります、御見聞の貴方の今仰しやる口はいはれない筈であります。

○十八番（横山金吾君）私は第二讀會ですから議論は第一讀會でし第二讀會は條例の審議をしてゐることをもう少しうまくあります、私甚だ最初に病院を建てるに賛成として最近皆さんの御詫を開き

私の心境から申しますとやつぱり賛成ですが期日はなるべく時に添はないんですから此の十ヶ月手がつかないといふことですから來年三月の通常民會迄手を待つたらどうかと思ひますが（「贊成」と呼ぶ者あり）然し本議案はこの儘通して圓満に第二讀會に移すべしとなつた以上根本問題にこれが通つたからといつて工事の着手を延期することは關係ないんですから此の儘通して裁いた方がいいと思ひます、裁決を至急に御願ひ致したいと思ひます。

○議長（足立茂君）只今横山議員の御意見がござりましたんで略々條文に就て特別の御質問もあり御意見もありましたが修正御意見もなかつたやうに拜聴致しますからして第三讀會に移して此の案全體に就て贊否を決したいと思ひます、如何でござります（「原案賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり）多數の方が御異議がないやうでありますから本議案は原案通り可決確定致します、御諒承願ひます、大部連記者の方も御疲れと思ひますから此の邊で十分程休憩致します。

○午後六時五十五分休憩

○午後七時十分再開

○議長（足立茂君）只今より再會致します、議事を續行致します。

○十三番（木下秀良君）前民會に於きました名譽職員費用辨償條例案といふ此案に私實は不賛成を稱へたんですが、否決したんだあります、其の後色々發案された方の言分も聞き状況に依りましてこれは成程當然名譽職員に辨償すべきものである、又名譽職もそれを當然とつてそうして其の職責を盡すべきものである、といふふうに考へたので

(32) (31)

其の時に其の民會の後に於て私がそれでは出來たならば此の次の民會に當局から出して戴けんかといふ話致しましたところ一旦否決されたのを出す課にいかんといふ話であります。今日御臨席の民會議員の御賛成を得ましてもし現在民團當局に此の案の準備がござるまじたら茲で一つ再提出して戴きたいこれを提案したいのでありますがどうぞ皆さん御賛成を得たいと存じます。

○民團長（白井忠三君）民團當局と致しまして勿論十二分の所信を以ちまして前民會に提案致しましたから再提出の準備は致して居りますが、事大多數皆さんに御關係あるんでありますから多數の皆様が再提出を希望なさいますならば直に提案致すことは出来るんであります、皆さんの中の多數の御意志であるかないか御決め願つたならば再提出致します。

○議長（足立茂君）如何であります、只今本下議員の御質問の形を以て御提議とも受取れるやうな御詫がありましたが民團當局としては議員の方が其の議案を茲で提出して貰つて再審議する意志があるといふことが分れば提出するといふ、こういふ話でありますが茲で民團當局から提出して貰ひ議事日程を變更して追加議案として此の席で直に審議することに就て御異議がありますか、御賛成の方が多數であればそらういふやうに民團當局に御詫致します。

○二十九番（山田榮治君）私の前の通常民會の時上京して缺席致しましたが歸りまして否決された方として請問を受けて居りましたが此の民會に出席致しませんでしたが歸りまして否決されたといふことを聞きまして甚だ意外な感じが致したのであります、これはお互自分は名譽職で手堅い方で心苦しいのであります、自分が自分達が現在永久に職務に居る譯でもないと思ひます是非これを上程して戴きたいと思ひます（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（足立茂君）賛成者多數のやうに認めますからして上程して戴きます、提出を御願ひ致します。

それでは直ぐ議事日程を變更致しまして日程第六としてそれを上程致します、一一寸中上げます議案の番號は七十八號として戴きます日程第六であります、提案者の御説明を願ひます。

○議長（足立茂君）御許り致します、只今民團當局より議案の提出がござりますからこれを茲に上程致して御審議願ふことに致します、提案者の御説明を願ひます。

日程第十八議案第七十八號 名譽職員費用辨償條例案

○民團長（白井忠三君）既に先刻木下議員の御意見がありまして多數の皆さん御賛成でありますが殊にこれを説明申上げる必要もないと思ひますが、大體名譽職の費用辨償といふことは内地の市町村に於ても何處へも行はれてゐることであります、民團當局が前に民會に提案致しました理由も要するに民團といふ自治體の形を整へる上にこれは可決なさるんと議員各位として變に御考へになるかも知れませんがこれは然じ單に現在の名譽職の方だけ取られる譯でもありません天津居留民團は最も古い民團の一つでありますからこういつた問題も天津民團が決行致します他の民團もならつてくると考へます、そのことは實際其の自治體を運用して行きます上に必要な手段であるといふ點から御審議下さいましてこれを決議を御願ひしたいと思ひます、遂條の御説明は省略致します、大體民會議員各位の年金費用辨償額を六百圓、それに第二條で特に議員中から民會議長、副議長、參事會員、會計檢査委員といふふうな

(33) れから第三條で色々な課金調査委員會とか色々な委員會もござりますが其の委員の方の費用辦償額を一日一回出席されるごとに五圓、こういふことに決めたいと思ふのであります、それで年額に依る費用辦償額は月割を以て計算し日額に依る費用辦償額は日數に応じて計算するこれは當然の考へ方であります、それから資格が變つた場合は其の翌月分から新額に依つて計算する費用辦償額は年度の初より起算し毎三箇月を一期とし其の翌月十日迄に之を支給す但し退任死亡等の場合は其の際支拂ひをする、職務の爲め出張する費用は費用辦償の外に別に定める旅費規定に依つて旅費を支給する、不足の點はこれは皆さんの御決め方に依りましてなにか適要を決めて旅さたいこう考へて居ります、これに伴ふ其の豫算のことは當方の方の追加更正豫算案がござりますから其の時に申上げることにして財源の用意がござります

○議長（足立茂君） 本議案に對する質問は既に前民會に出たことがありますから質問はながらうかと考へますが贊否の御意見を承りたいと思ひます

○十八番（横山金吾君） 民團長に一寸御伺ひしたいんですが、此の案が成立しましたら區長に對しては矢張り同じやうに費用辦償すべき意志があるや否やを御伺ひ致します

○民團長（臼井忠三君） 別論考慮しなければならぬと考へて居ります、まだ成案は持つて居りません、色々調査した上で決めていたとこう思つて居ります

○議長（足立茂君） 賛成の御意見反対の御意見ござぬませんか

○四十三番（小澤昇君） 此の議案に對しては前回で贊否の議論はいひ盡された筈であります、

(34)

賛否の論を再び議論する必要はないと思ひます、でありますからして直に裁決して載きたいと思ひます。

百圓といふところですね、第一條修正の御意見ありませんか、第二條  
○十三番(木下秀良君) 此の第一條の民會議長、副議長、參事會員、會計檢査委員をもう少し  
減額したらどうかといふ考へを持つて居りますが

○議長(足立茂君) どれ位に

○十三番(木下秀良君) 民會議長四百圓(「笑聲」) 副議長二百圓、參事會員六百圓位にして  
會計檢査委員二百圓位、會計檢査委員といふのは余り出てこんと思ひますが、「參事會員が一  
番忙しい」と呼ぶ者あり) 副議長は用はない、ないといふといかんが殆んどないかも分らん  
(「原案で行かうよ」「出すんだつたら天津民會議員の名譽として六百圓位出そうや、これを  
値切るといふことはいかん」と呼ぶ者なり(「笑聲」) そいふ提案をしますから(「原案で行  
かう」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 只今修正御意見が出たんであります  
○十三番(木下秀良君) 修正の意見をこちらで内々御伺ひしたところ余り賛成ないやうですか  
ら取消します(「笑聲」)

○議長(足立茂君) そうすると第二條は原案通りでよろしいですか(「異議なし」「第三條、第四  
條、第五條、第六條、一括して御審議願ひます」「一括上程」「何日から施行するのですか」  
と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 民團當局に、附則に何月と書いてありますか(「十六年八月一日より、  
一、三、四、五、六、一括御異議ありませんか、修正意見ございませんか(「異議なし」「賛成」  
異議がないやうでありますから此の案の全體に就て賛否の裁決を無記名投票に依つて致します  
それでは原案を第三讀會に移しまして案全體に就ての賛否の決を無記名投票に依つて致します  
立會人は前の方に御願ひ致します、で賛成の方は賛、反対の方は否といふことを御書願ひます  
一此の間投票)

○議長(足立茂君) 投票數三十二名、議員の數と合致、致しましたから只今より開票致します

一此の間開票

○議長(足立茂君) 開票の結果を御報告致します

○議長(足立茂君) 賛成投票が  
否の投票が  
本案は多數によりまして可決確定されました(拍手)

○議長(足立茂君) 引續き議事日程第七議案第七十三號有價證券換貨處分の件、提案者の御說  
明を

日程第七 議案第七十三號 有價證券換貨處分の件

○會計主任(上原珍二君) 有價證券換貨處分の件を御説明申上げます、本問題は天津製冰會社  
の株券の問題でござりますが天津製冰は其の設立當時これが育成の意味を以ちまして株券二千



(42) 居ります、そういうふ此の財源を考慮すべきであつて民團財政の得になるものを手放すことは民國收支計算の上に於ても衛生事業に對する民團監督の事業に關知するといふ建前に於ても私これを今二千株處分の方法はどういふ方法か知りませんが手放すことに就ては反対の意見であります。もう一つ申上げますが私字句が不親切だと思います、此の際資金化せんとす、せんとしの方がましだと思います今の御説明のやうに舊株の一部に當てるとか衛生費の一部に當てるといふ意味であれば歲出の方法は其の財源の一部として處分するのが當然そあるべきだと思ひます、處分すれば歲入になります歲出といふものは民團が當然考へて有効に處分される立案されるべきであると思ひます。

○議長(足立茂君) 更に贊否の御意見ござるませんか御異議ござるませんければ討論終結致しまして本案を第二讀會に移すべきや否やといふことの決を採りたいと思ひます、御異議ござるませんか、御異議ないやうであります本案を第二讀會に移すことにして賛成の方は御起立願ひます(「移さずとも決したらどうですか」と呼ぶ者あり) 多數でござりますから第二讀會に移します、遂條審議に入つて字句の修正などござるましたら御发言願ひます、御異議ござるませんければ第三讀會に移しまして此の案全體としての贊否を採決致します(「原案賛成」と呼ぶ者あり) 賛成の方一不賛成の方ござりますか一賛成者多數多數と認めます、本案は可決確定致します、原案通り可決確定致します、時間が大分過ぎましたので此の邊で休憩して食事を致したいと思ひます。

○午後八時休憩

(43) ○午後八時四十分再開  
○議長(足立茂君) 只今より再開致します、引續き議事に入ります日程第八議案第七十四號團營食堂建設ノ件

日程第八 議案第七十四號 團營食堂建設ノ件

○民團長(臼井忠三君) 登壇 新聞其の他御承知のやうに近來特に天津に於ける物價の騰貴から民團に於て市場の建設を研究しろといふ聲があり高いのであります、最近公設會議所に於ても市場建設案を建議されるが如きが何よりも公設會議所に就ても研究の歩を進めて居りますが御承知のやうに卸賣市場といふものが併はなければ物價の低落といふことは充分の効果を見ないのであります、さて同時に中央卸賣市場を造るといふことになりますと大部分支那側の生産者をその卸賣市場に收容しなければ直接取引が行はれますれば公定市價といふものは決まらないであります、此の點間接に支那の特別市の方に多少接觸を保つて考へて居りますがこれは何ん難しい、そこで卸賣市場を計畫することは非常に困難を伴ひますし伸び朝のことといふことで角小賣市場を造つてそうして物價の低落を圖るといふふうに考へるのでありますがこれにも色々な問題が伴ひます、第一民團の公設市場が出来ましても市場以外に於ける業者の營業が繼續される限りは物價の統制斤量の統制其の他の非常に困難であるといふことは申上げる迄もないことであります、さて民團の公設市場以外に營業の營業を制限するといふことに就ては領事館當局に於ても十二分に研究が遂げられなければ困に決定する譯にいかんといふ御意見も伺つて居ります、何故市場以外に業者があれば困

(44) (45) るかと其の一例を舉げれば現在の壽街市場ではつきり分つて居るんですが壽街市場で或品物の値段を決めて發表する、直ぐ近の街の營業者はそれより幾らか安い値段の安い定價をつける、これは勿論民團が秤制限も何にも出来ませんが壽街市場に對しては多少の監督権を持つてゐるが市場以外の營業者に對しては何等監督権もないから結局折角造つた市場の中の店は利用されずに市場の近くにある商賣人が市場の中の定價よりも一錢でも二錢でも安くして客をよるといふ形になりますから民團の公設市場を造つて色々統制を圖るといふことなれば市中に散在する業者の營業は領事館の方で禁止して載いて公設市場の中へ皆入つて貰ふといふことに(「そう」と呼ぶ者あり) すると出来るのであります、領事館當局としては一つの營業権を持つてゐる爲にそれを無下にどつか集まれといふことを發令されるに就ては色々研究が必要となることがあります、そういうふうに市中に散在してゐる魚菜商人の店に行ふ方法はやめぞどつかの市場の中へ皆入れてしまふと從来近所で馴れて居りますからあまり過在した邊鄙などころに公設市場が出来てそこまでどうしても行かなければ野菜も魚も買へんといふことになるのは居民の方から見まして非常な苦情が起きることは考へられるのであります、理想的に申しますと四十萬坪の日本租界でありますのが二箇所乃至三箇所の民團の公設市場を造つて全部の魚菜業者を收容するといふをうして領事からは告示を出して市場内外では統制を行ふため賣れんやうにするといふことを目下研究して居るのであります、只今のところ調べて見ますと租界内の魚菜業者の持つて居ります店の面積は二萬五十坪であります、もつと多くの坪数が使はれてゐるかと思ひますが調べたところで約二百五十坪これに市場の中の通路それから荷解きをする場所など考へても一千坪もあれば十二分に全部が賄はれます、それを租界内三箇所に分けるとしまして一箇所三百坪前後あれば公設市場が出来るといふであります。

これは來年度の豫算編成當時迄に具體的な案を決定して決めたいと思つて居りますが、此の物價の低落を圖るといふことになると致しまして只今獨身者其の他の外で食事をされるこれが相當に高い、これを先づ下げて安く食事の出来るやうにするといふことを市場建設の前提問題として考へまして此の團營食堂といふものを造りたいといふので豫算に提案致した譯であります此の敷地の豫定地は只今二箇所持つて居りまして一箇所の方は既に當局へ出願をして居りますがそれは軍司令官々邸の前の空地であります、唯こういふところに食堂のやうなものを造つてそれが軍司令官々邸の前であります、大體只今澄山部隊長へ交渉しまして如何かといふことに就いて懸念して居るであります、大體只今澄山部隊長へ交渉しまして今出願して御貸下願ひをしたところの候補地は今、公立病院の後ろの空地であります、これが既に昨年興亞院の方へ御貸下を約束をして居りますが出来れば段々と興亞院の色々な御都合で遡れて居りますので興亞院の宿舎建設地は新公立病院の跡地であります、大體只今澄山部隊長へ交渉しまして御交渉出來ればあすこに團營食堂を造りたい、何れに致しましても後の豫算の項にござりますが其の豫算に示してある團營の安く食事の出来る獨身者の食事の出来ますする食堂を造りたいといふので茲に提案致した次第であります、どうぞ御協賛御願ひ致します

○五番(伊東武喜君) 只今の御提案に就きまして一言私の口頭考へてゐるところを申上げて民團に御訊ねしたいと思ひます、御承知の通り小學校建設が民團の財政を非常に膨張せしめて

（46）（45）

ゐる、今やらなければならんところも幸運させて今日迄來てる、河北の馬公祠にある小學校の如きは恐らくお出でになつたならば此の夏も此の冬も來年の夏も幸運せよといふことは子供が勉強してゐる様を御覽になればいい實狀にあると思ひます、三笠小學校の増築問題もあつたのであります、現在小學校の子供が六十人七十人も分教室に詰込まれて歌つて居ります、此の新學期に二期から廊下の方へ出してあつて板を立て、廊下でやらうといふところまで行つて居りますそんなになつてゐる河北の大和とか淡路の増築とか、吉野の新設があるが待て待てといふことで來年度に繰延されるのぢやないかと思はれます、こういふものが次々に延ばされて兒童は不衛生極まるところの學校で歌つたり授業をして居るに拘らず、此の方面の繰延は其の懶縫延べして今迄話にも聞いたことのない民間の食堂を造るといふことは民間が今後やつて居る仕事に一つの何か根本的な考へがあつてかどうか甚だ疑ふものでありますもしこりいふものを見てる餘裕があるならばもう少し學校の面倒を見て貰ひたい、食堂も成程獨身者がよその料理屋で食べてゐるのを安いのを作つてやらうといふのには誰も反対するものはないと思ひます、然しそんな騒ぎでない普通教育問題が差迫つた問題のやうに思ひます、それを幸運してゐるのが今日の民團の小學校だと思ひます、其の方は知らん顔で新にひよつくり簡易食堂といふものが出来るといふことは私如何かと思ふのであります、こういふものを造る餘裕があるならば學校の方にもう少し實情を御覽になつて對策をとつて戴きたいと思ひます、それだけです。

○民團長（白井忠三君） 御答へ致します、伊東さんが參事會員になつて居つて戴ければ今いつたやうな御質問は出ないんですが其の位置にいらつしやらない關係上誠に御尤もで河北に於ける増築は三月の民會に本年春日小學校といふものを新設しまして少くも早く間に合へば第二學期から馬公祠の假校舎の生徒を新設の春日小學校に移すといふ計畫であつたのですが、其の地點は只今村上部隊が居ります元の市政府の跡です、當時昨年冬頃の話では此の五六月頃までに村上部隊が新設の部隊へ移つてあつてこれが全部空く、これを市の方に返還するといふ話があります、民團は我處に春日小學校の敷地を軍當局と御相談致しまして無償貸下をして戴けるのでありましたが軍の方の村上部隊の移轉敷地は後から鐵道線路に添つて汽車の道路を作つて居りますが本年一工事が遅れまして今年一杯村上部隊は元の市公署を貸すことが出来ん、こういふ狀態になりましたので現はる度の豫備費を頼みますとつと本年度に増築の計畫であつたんですがこれは所謂華北交通の宿舎が三笠小學校の附近に出來てそこに何百家族か来るといふことに基づいてあつてこそ三笠小學校を造つたんですか河北交通の宿舎は年々豫算が通過しませんで今では三笠小學校の一部に仰しやるやうな狀態の方法が起きましたが遂二三月前調查しましてあれを増築するといふことよりは、春日國民學校の方へ至急にもつと三笠より大きいものを造り上げる必要があるといふ方針があつたのでところが御説のやうに最近に華北交通

（48）（47）

の社員があの方面にお贈へになつたので急激に生徒が増へて居ります、これに對する對策は別にもう一度臨時民會に諮りまして御願ひする譯でありますがそいつた方面で教育關係に就ては勿論十二分の注意を拂つて居ります、只茲へ開營食堂建設案が出来た理由は後の豫算のところで申上げますが民團の歲入剩餘金が特別に非常に増へまして此の増へた剩餘金をどういふふうに處理するかどういふふうに使途を決めるかといつた問題の時に一番目下の必要問題とされることは市場の問題であるといふので市場建設の方に其の費用を當てるといふことで實は財務官方面的御意見を御伺ひしたのでありますかが今大藏省として新らしい計畫はどうも賛成出来ない、市場を造るというふうなことは一寸通り難いといふ、そこで住宅と學校病院といふものだけが大藏省でも忙むを得ない措置として承認してゐる、だから開營住宅の附屬事業としての開營食堂といふやうなことならば通りいゝが市場を何千萬圓かけて造るといふことは一寸本省に行つて許可にならんといふやうな御話がありまして、此の開營食堂案になつた譯であります。只今申上げました村上部隊の跡を拜借するといふこと、同隊の引越が少し豫定より遅れるといふことは軍の方で公表しないやうにといふ御法意がありましたそうですから、これは其のおつりで御願ひ致します、新聞記者の席の方も御願ひ致します。

○二十一番（五十嵐重吉君） 此の追加更正豫算案は剩餘金を含んでの何でありますかが然しこの剩餘金が此の通りあるといふことは私は見越して過去二三回臨時民會の時に會計主任に伺つて住生費に四十萬圓乃至四十五萬圓位と思ひますといつたにも拘らず何百といふ剩餘金を現したのであります、

○民團長（白井忠三君） 自席より……「ノー／＼」

○二十一番（五十嵐重吉君） 貴方は「ノー／＼」と仰しやるかもしれないけれどもが助役に私の當時諸つた時に觀覽者から戴くのでありますと申上げます、觀覽者から戴くのでありますと申上げます、觀覽者から戴くのでありますと申上げます、

○民團長（白井忠三君） 自席より……「ノー／＼」

○二十一番（五十嵐重吉君） 「ノー／＼」とは何といふことを仰しやるのです

○民團長（白井忠三君） 自席より一論旨を進めて下さい

○議長（足立茂君） 五十嵐さんに申上げます開營食堂に就ては……

○二十一番（五十嵐重吉君） こういふやうなことは一つ削除して戴きたい、こういふことを申上げたのであります

(50)

(49)

○議長(足立茂君) 反対意見ですか

○二十一番(五十嵐重吉君) 反対です

○十三番(木下秀良君) 地盤食堂をお建てになるのは豫算が余つて租界民一般の爲にこういふ衛生の完備した栄養の整つた食堂をお造りになるといふことは大變いゝことゝ思ひますが、それに対する民團長の御考へを一過御伺ひたい、單に栄養食とありますか栄養食が如何なるものであるか、さて料金はどの位とつて何カロリー位の「笑聲」)栄養食は笑へんことござりますか

○民團長(白井忠三君) そんなことは後から

○十三番(木下秀良君) 貴方がたはすぐ大きなことをバツといふけれども公立病院新築問題についても一番豫算が當然ぢやないか、こう思ふのであります、さつきも私話したんだが豫算ぢや買へないだらうといふ話もありますが事業に對する豫算といふもの、根本の建方がどうもつきりしないんだやないか、それで私が見て要件に對するだけぢや何にも分らん、建築費の豫算も何處にあるか分らんしそれはいゝとして、食堂を掩へる以上どういふ食事を出す、人體何錢位か、よりどの位の金で出す、其の衛生設備をどうするか所謂現在、實際天津の衛生設備といふものは大腸カタルとかチフスとか流行るそれを民團でやられる以上衛生部長が居るのだから所謂總ての點に食事を掩へた上決して病氣にもからん栄養障壁も起さんといふ理想的なものを掩へて戴きたい、其の説明を開きたい、貴方が議案を出される以上大體それだけの検討はなさつて出して居ると思ひますが參事會員に醫者も居るんだし皆んなの考へ

を以て民會に出したと思ふんですが實際かやうな問題は唯ほをつとして金を出して食堂を掩へ安く食へせればいいぢやないかでは民團がやつた價値がない、自然營利事業でやつたものと變りません民團の衛生部長が其の監督をやつて行く以上民團の食堂で食はしたものは絶對病氣にかかるといふ信念を租界民に與へていゝと思ふ、何カロリー位のものをどの位の價格でやるか根本問題をやらんで唯やるんだつたら一般の人が食堂をやつたて同じなんです、そういうふ點をもう少し研究なさつて居ると思ふので説明して戴きたい

○民團長(白井忠三君) 木下議員それにはお建になることが決まつてから、「ノーノー」と呼ぶ者あり

○十三番(木下秀良君) 我々が賛成したら建てるんです建てるに就ては準備してゐるカロリー幾らのもので何圓になるといふことは……

○民團長(白井忠三君) 物には順序がありますよ建てるといふことに決まれば當然當局として考ふべきことです、市中で一圓で食べるものは公設の民團食堂では八十錢範囲でどういふカロリーのものを食べさせるといふ、これは勿論各様で研究するんです、建てるといふことを決める前にまだ一月三月家が建つてから先のものを現在の豫算で何カロリーのを出す幾らと代金を決めた豫算が其處になければ提案出来んといふ御考へは木下さんは參事會員に度々なつてゐながら御無理な御考文です、そこまで案を持つて參事會員諸君に語るといふことは如何にも變です、研究はして出します

(52)

(51)

○十三番(木下秀良君) 私に一寸いはして下さい、建てる建てんは此の問題は建つたら決まつてが色々な議論があるどういふものを見てかといふことを私等が聞きたい、民團がそこらにあるやうない加減な食堂を造るならばこんな餘計な金を掛けて造る必要はない、折角衛生部を整へ機關が揃つてゐるんだから民團の食事は栄養もあり、あすこのものを食つたら絶対に病氣にかかるん、それで初めて我々が得心して協賛して建てるべきぢやないかと思ひます

○民團長(白井忠三君) いか

○十三番(木下秀良君) 私も一寸いはして下さい、建てる建てんは此の問題は建つたら決まつてが色々な議論があるどういふものを見てかといふことを私等が聞きたい、民團がそこらにあるやうない加減な食堂を造るならばこんな餘計な金を掛けて造る必要はない、折角衛生部を整へ機關が揃つてゐるんだから民團の食事は栄養もあり、あすこのものを食つたら絶対に病氣にかかるん、それで初めて我々が得心して協賛して建てるべきぢやないかと思ひます

○民團長(白井忠三君) そのことは後から

○十三番(木下秀良君) 貴方がたはすぐ大きなことをバツといふけれども公立病院新築問題についても一番豫算が當然ぢやないか、こう思ふのであります、さつきも私話したんだが豫算ぢや買へないだらうといふ話もありますが事業に對する豫算といふもの、根本の建方がどうもつきりしないんだやないか、それで私が見て要件に對するだけぢや何にも分らん、建築費の豫算も何處にあるか分らんしそれはいゝとして、食堂を掩へる以上どういふ食事を出す、人體何錢位か、よりどの位の金で出す、其の衛生設備をどうするか所謂現在、實際天津の衛生設備といふものは大腸カタルとかチフスとか流行るそれを民團でやられる以上衛生部長が居るのだから所謂總ての點に食事を掩へた上決して病氣にもからん栄養障壁も起さんといふ理想的なものを掩へて戴きたい、其の説明を開きたい、貴方が議案を出される以上大體それだけの検討はなさつて出して居ると思ひますが參事會員に醫者も居るんだし皆んなの考へ

を以て民會に出したと思ふんですが實際かやうな問題は唯ほをつとして金を出して食堂を掩へ安く食へせればいいぢやないかでは民團がやつた價値がない、自然營利事業でやつたものと變りません民團の衛生部長が其の監督をやつて行く以上民團の食堂で食はしたものは絶對病氣にかかるといふ信念を租界民に與へていゝと思ふ、何カロリー位のものをどの位の價格でやるか根本問題をやらんで唯やるんだつたら一般の人が食堂をやつたて同じなんです、そういうふ點をもう少し研究なさつて居ると思ふので説明して戴きたい

○民團長(白井忠三君) 木下議員それにはお建になることが決まつてから、「ノーノー」と呼ぶ者あり

○十三番(木下秀良君) 我々が賛成したら建てるんです建てるに就ては準備してゐるカロリー幾らのもので何圓になるといふことは……

○民團長(白井忠三君) 物には順序がありますよ建てるといふことに決まれば當然當局として考ふべきことです、市中で一圓で食べるものは公設の民團食堂では八十錢範囲でどういふカロリーのものを食べさせるといふ、これは勿論各様で研究するんです、建てるといふことを決める前にまだ一月三月家が建つてから先のものを現在の豫算で何カロリーのを出す幾らと代金を決めた豫算が其處になければ提案出来んといふ御考へは木下さんは參事會員に度々なつてゐながら御無理な御考文です、そこまで案を持つて參事會員諸君に語るといふことは如何にも變です、研究はして出します

以上少くともこういふ豫定でこういふ場所へこういふ施設をするんだといふ圖面を出されたなら非常に参考になるんだやないかと思ひます、何でもいゝ、建てるといふことを通過させてくればそれから考へ立派なものを造る文化施設に反対はせんが公立病院を建てるといふことを第一問題として通過すれば最近は相當其の街の食堂通りあつたやうに思ひます、それを建てるに此の民會を通過すれば設計して立派なものを造るといはれるが通過する議決権はもつてゐるが、執行機關で長いものが短いものが出来るか、出来た結果でないと分りません、議題に出される

○民團長(白井忠三君) 別論そうです

○三十六番(早瀬精一君) 先程から伺つて居りますと三月の通常民會に通過して居る學校の建築の圖面さへ手が足らず設計が作れないといふのにそれにこれをお建てになるといふことは第一問題として通過すれば最近は相當其の街の食堂通りあつたやうに思ひます、それを建てるに此の民會を通過すれば設計して立派なものを造るといはれるが通過する議決権はもつてゐるが、執行機關で長いものが短いものが出来るか、出来た結果でないと分りません、議題に出される

以上少くともこういふ豫定でこういふ場所へこういふ施設をするんだといふ圖面を出されたなら非常に参考になるんだやないかと思ひます、何でもいゝ、建てるといふことを通過させてくればそれから考へ立派なものを造る文化施設に反対はせんが公立病院を建てるといふことを第一問題として通過すれば最近は相當其の街の食堂通りあつたやうに思ひます、それを建てるに此の民會を通過すれば設計して立派なものを造るといはれるが通過する議決権はもつてゐるが、執行機關で長いものが短いものが出来るか、出来た結果でないと分りません、議題に出される

○十八番(横山金吾君) 私本案に賛成ですが参考として御聞したいのはこれはもし此の健通れば何時頃出来るかといふことです、出来上った時に於て經營は民團自身がなさるのか、第三者に委任してなさるのか、其の點、もう一つは、はつきり分りませんが國營食堂建設案の議案が出てるが五十萬圓とかで民團の住宅の議案がないので其の點御覗ねします

○民團長(白井忠三君) 大體早瀬君の仰しやいましたが私刻先刻の説明が足らなかつたと思ひますが今二つ候補地があります、どつちになるかは一寸決定致し兼ねてゐるが先刻申上げる譯で設計などはまだ勿論ありません、然し學校建築のやうな何百坪のものではありません、せい

<p>(54)</p> <p>○民團長（白井忠三君） 二三百坪迄の大きさのものですからこれを設計するには夜業をさせましても民團の内部の建築係で出来ると思ひますが早く行きましても十月でなければ開始にならんと思ひます、それから今仰しやつた團營住宅のやうな從來既に建設の方針が決まつてこれに豫算が組まれて行けば次々建つて行きます、それは從來の例で豫算案で御協賛を決定するといふことで團營食堂といふやうな新らしく建てるものゝ議案は協賛を得なければならんのです</p>	<p>○十八番（横山金吾君） 分りましたそれと經營は自身が經營されるか</p> <p>○民團長（白井忠三君） 只今木下議員の御注意がありましたやうに果して請負にさせて監督が十二分に届くものか専門家に聞いた上に決めたいと思ひます、大體の方針は請負に附する監督は嚴重にする、家賃はとらん、電氣水道も相當便宜を與へるそろして勿論利益がないでは請負致しませんでせうから若干の利益を與へる、市中で業者がやつてゐるよりは安く供給出来る、カロリー其の他の點は木下議員の仰る通り専門家がついて居りまして献立させる一切食堂は嚴重な監督の下に赤痢病の出るやうな食事は作らない、こういふ考へを持つて居ります（「此の邊で打切つて決を採られたら、何時迄も際限がない」と呼ぶ者あり）</p>
---	---

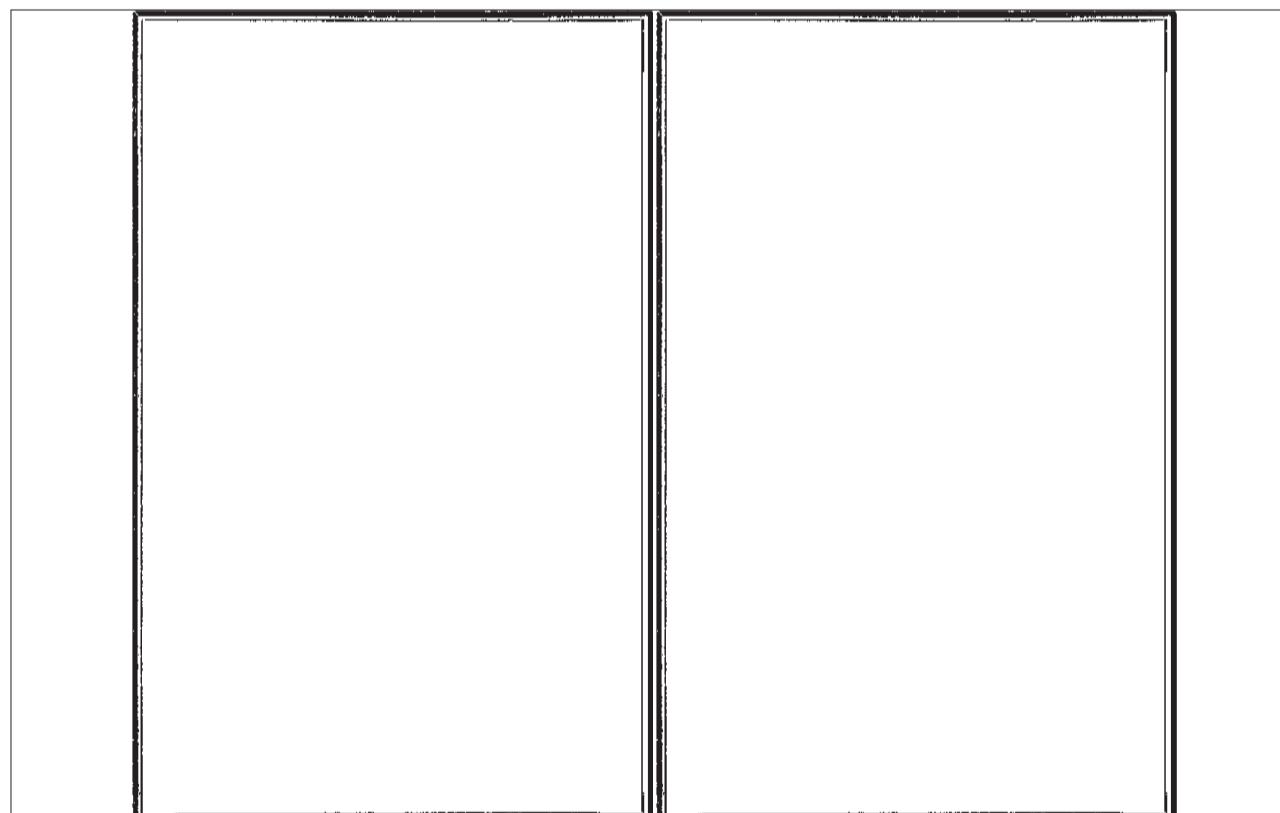
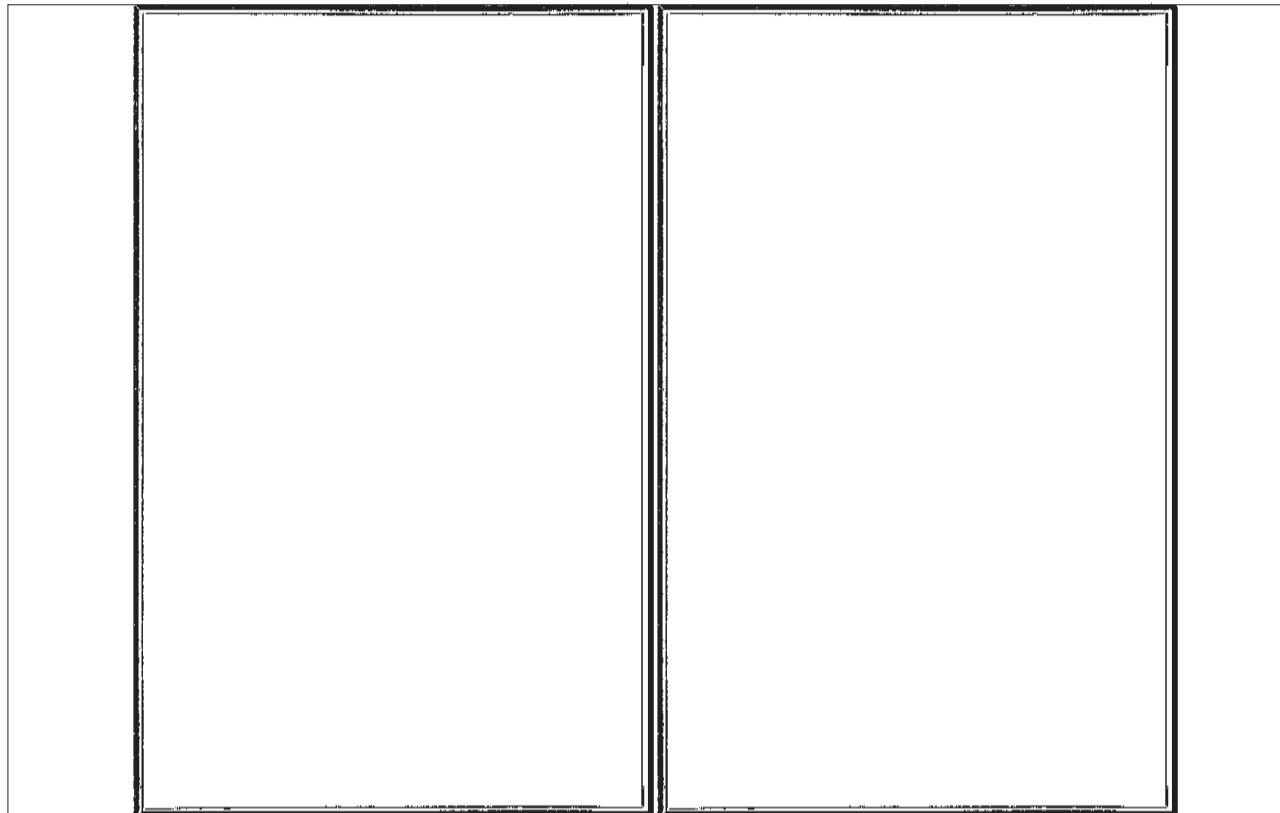
<p>(55)</p> <p>○民團長（白井忠三君） 説明を漏らしましたが實は昨年民團吏員だけの食堂を今民團には造つて居ります、これは質は水代、石炭代、買出獻立を致します吏員たゞは民團の費用で貯つて居ります、全く直營でされて居ります、これが三食、食べて一日一圓月三千圓程度で貯つて居ります、多少赤字の出る月もありますがとにかく残る月もありますがとにかく居ります、無論さつきも申上げるやうに理想は直營にしたいのであります、然し私見まして非常に低廉なる料金をとつてやつて居る店もあります、私が食堂に構内食堂に列車食堂に多年経験を持つて居りますが絶対責任を以て決して總的に左程暴利がないといふことを聲明します、民團當局が責任を以て居留民の福祉増進の爲に此の食堂を經營されるこの收支計算などに相當損しなければ市民に満足を與へるやうな食堂の經營は至難だと思います、そういう點から行きまして恐らく本案を提案される遠どの程度迄御研究があつたか此の邊を承りたい、なほ民團長は請負といふ話でしたらが食堂請負に就てやられた経験がありますか、如何なる経験の人間を連れてくるか、食堂運営に際し果して合理的な經營方法がありますか、そういう點から行きまして本案研究に就きまして一應承りたいと思ひます</p>	<p>○議長（足立茂君） 計論終結して此の邊で終結したらどうかと</p> <p>○四十七番（福島榮之助君） 一般公衆はいれないか獨身層のみにやられるのか</p> <p>○民團長（白井忠三君） それはどつちも入れるやうにします</p> <p>○議長（足立茂君） 討論終結しまして讀會省略裁決致したいと思ひますが御異議ありませんか（「異議なし」と呼ぶ者あり）本案にそれでは御賛成の方は御起立願ひます、一起立者多數一致多數でござります、本案は多數により可決確定致しました</p> <p>○議長（足立茂君） 次に日程第九、議案第七十五號、昭和十六年度天津居留民團歲入追加更正豫算案を上程致します</p> <p>○助役（宮家壽男君） 昭和十六年度天津居留民團歲入追加更正豫算案の御説明を申上げます先づこの追加更正を提案するに至りました骨子を申述べますと先づ第一は十五年度の歲計剩餘金の處分と致しましてこれを十六年度の歲入臨時部に追加する必要が生じましたことが一つ、其の次は歲入計上部に於きまして取得課金などの調定が終りましたとして茲に明らかに最初の見込で出しましたものより遊興課金の増額が豫想されるやうになりましたとのと又これに反しまして酒造課金が豫定の歲入を上げることに至らなかつた爲に此の追加更正を要するに至つたのでござります</p> <p>○議長（足立茂君） 申上げます、只今再開致しましたから</p> <p>○議長（足立茂君） 定足に不足致しましたから休憩致します、申ひますやうでいたら再開致します</p> <p>○午後九時二十五分休憩</p>
---	---

●

昭和十六年第五十九次居留民会临时会议事速记录

第二日

昭和十六年七月十六日（水曜日）



出席議員(二十六名)		(57)
二番	鹽谷辰造	第九、昭和十六年度天津居留民國費入出追加更正豫算案
五番	伊東武喜	第十、特別會計天津日本公立病院新築費歲入出豫算案
八番	眞藤喜造	第十一、白井民團長ニ對スル警告決議案(建議案)
十三番	木下喜造	
十六番	菊地喜造	
二十番	竹内喜造	
二十三番	象生喜造	
二十五番	地下喜造	
二十七番	立喜造	
三十六番	象藏喜造	
三十八番	新喜造	
四十二番	茂喜造	
四十七番	福島榮之助	
一一番	手島喜兵衛	
七一番	中西喜兵衛	
十一番	中野喜兵衛	
十四番	山喜兵衛	
十九番	吉澤喜兵衛	
二十八番	澤喜兵衛	
三十一番	内進喜兵衛	
三十三番	盛義郎	
四十三番	三行	
四十五番	久雄	
員(五名)	界巖	
缺	岡本	
出席吏員	久雄	
白井民團長	久雄	
官家助役	久雄	
上原會計主任	久雄	
以下吏員三十三名	久雄	

(60)		(59)
此の條文でござります、で但し同一の事件に就き集會再開に至るも再び開かんでも、なほ議員が定員の半數に満たなくても帝國臣民たる議員其の過半數を占めて居れば此の限りに非ず會議を開くことが出来るといふ、規定であります	○議長(足立茂君) それは同一議案であつて昨日二讀會を以て流會にされたのであります、二讀會に入つた請題でありませうね	○議長(足立茂君) 只今より開會致します
○議長(足立茂君) 此の辯解が同一事件といふことになると思ひます、續いてゐる議事日程、載せてある議案ではれば差支へないと解釋して居ります	昨日日程第九議案第七十五號の第一讀會の續行中定員を缺きまして其の儘流會になりましたが只今の出席議員數二十二名であります過半數を缺いて居りますが、民團法施行規則第四十一條に依りまして過半數を缺いて居りましても同一事件に就て過半數を缺いて居りましても再開した場合に同一事件を審議する場合には其の儘流會することが出来るといふ規定がござりますからして其の規定に依りまして只今より昨日の續きを引續き開會することに致します、どうぞ左様御承知願ひます、なほ定員を缺いて再開して居るのでありますからして本會議に於きまして議事日程と致してあります議案以外は審議することが出来ないことになつて居りますので其の邊豫め御承知願ひます	○午後五時二十五分開會
○議長(足立茂君) その御話を受けつて居りますと昨日流會になつた爲め同じ議案であるから過半數以下でも差支へない、こういふことを仰しやいますが、其の條文はどこにありますか、私信じてゐるところに依りますと二回続けて流會になつた場合、三回目に於て定員に足らなくても差支へないといふことを承知して居りますが御指示願ひます	○二十番(五十嵐重吉君) 只今の御電話を承つて居りますと昨日二讀會を以て流會にされたのであります、二讀會に入つた請題でありませうね	○議長(足立茂君) 民團施行規則第四十一條にござりまする(「何頁」と呼ぶ者あり)十三頁第一類の施行規則第四十一條に於ける議員其ノ過半數ノ半數以上出席シ帝國臣民タル議員其ノ過半數ヲ占ムルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付集會再開ニ至ルモ仍議員定數ノ半數ニ満タスシテ帝國臣民タル議員其ノ過半數ヲ占ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
○二十一番(五十嵐重吉君) それは同一議案であつて昨日二讀會を以て流會にされたのであります、二讀會に入つた請題でありませうね	○議長(足立茂君) 此の辯解が同一事件といふことになると思ひます、續いてゐる議事日程、載せてある議案ではれば差支へないと解釋して居ります	○二十一番(五十嵐重吉君) それは見解の相違ですが其の請案に依つて流會されたものと私見ますが次の請案はこれは別になりますせんかと思ひます、其の事項に入つたのならば充當すべきものであります
○議長(足立茂君) 同一の事件といふことを書いてありますか其の流會に至つた時には別に書いてないのであります、それでこれは同一事件といふ請案は前以て通知してある議事といふことであります、流會になつた場合のことでもなく最初聞いた時に定員がなかつた其の議事に入らずして、流會になる場合があるんです、そういう場合でも再開致しまして過半數でなくとも出来ることがこれは從來の慣例になつてゐるといふことを承つて居ります、つまり前には議員といふものが居留民全體が議員であつた場合をさういふ場合、何百人の人が議員であり過半數集まることはなく大抵開會初日流會になつて翌日過半數以下で會議を續けて居つた、こういふやうに承つて居ります	○議長(足立茂君) 同一の事件といふ請案は前以て通知してある議事といふことであります、流會になつた場合のことでもなく最初聞いた時に定員がなかつた其の議事に入らずして、流會になる場合があるんです、そういう場合でも再開致しまして過半數でなくとも出来ることがこれは從來の慣例になつてゐるといふことを承つて居ります、つまり前には議員といふものが居留民全體が議員であつた場合をさういふ場合、何百人の人が議員であり過半數集まることはなく大抵開會初日流會になつて翌日過半數以下で會議を續けて居つた、こういふやうに承つて居ります	○議長(足立茂君) その辯解が同一事件といふことを承つて居りますが、其の請案は前以て通知してある議事といふことであります、流會になつた場合のことでもなく最初聞いた時に定員がなかつた其の議事に入らずして、流會になる場合があるんです、そういう場合でも再開致しまして過半數でなくとも出来ることがこれは從來の慣例になつてゐるといふことを承つて居ります、つまり前には議員といふものが居留民全體が議員であつた場合をさういふ場合、何百人の人が議員であり過半數集まることはなく大抵開會初日流會になつて翌日過半數以下で會議を續けて居つた、こういふやうに承つて居ります

(62)

(61)

○二十一番（五十嵐重吉君） 私の記憶して居りますのに依りますと丁度民團長が民會議員に居られた時と思ひます、此の製冰會社が出来る時に流會になつた時があります、其の時の日に定員に足りなかつた爲にこれを流會とされた御記憶があると思ひます、其の後に於て又開催されたのですが其の當時のことを思ひまして只今申したのであります。

○議長（足立茂君） 只今そろいふ考へで再會致したんであります

○民團長（白井忠三君） はつきり記憶を呼び起せませんが、最初の日は定則に達して二度目に定員に足りなくなつて翌日聞いたといふのですが、三度目といふことはないです

○二十一番（五十嵐重吉君） 二度目に開ける

○議長（足立茂君） 只今調べたところに依りますと内地の行政上の判決例は同じやうに、私の申上げたやうな解釋になつて居ります

○二十一番（五十嵐重吉君） 有難うござみました  
○議長（足立茂君） それでは開會致しまして昨日に引継ぎまして日程第九、議案第七十五號昭和十六年度天津居留民團歲入出追加更正豫算案これの第讀會を給行政します

○助役（官家謹男君） 登壇 昨日本案の御説明を開始致して間もなく流會になりますのでござる

○助役（官家謹男君） 申上げた理由を申上げます  
まずが重複するやうになりますが簡単に此の追加更正豫算を提出致しました理由を申上げます

それは昭和十五年度の歳計剩餘の處分と致しまして臨時部歲入の歳計剩餘繰入の必要が生じたことが一つ、歳入經常部に於きまして取得課金並に家屋課金の調定が終りました爲に其の歲

(64)

(63)

入が確實に見られるやうになりましたこと、それから遊興課金の實績から、鑑みましてはほ迫  
加し得る見込がつきましたこと、並びにこれと反対の現象と致しまして造造課金の課税率の引  
下を要する事態になりました爲にこれの収入の減收が明かに豫期されるに至りました爲に此の  
三つの點が本更正豫算案を提出致しました主なる點でありまして其の他此の更正に際しまして  
若干の追加を計上した次第であります

歲入の方からの御説明を申上げます家屋課金は本成立豫算審議の當時に於きましては十六萬五千圓と豫算致して居りましたが初度の調定が終了致しまして十九萬五千圓と三萬圓増の調定が出来ましたので追加することに致しましたのであります、なほ又取得課金に於きましては當初其の賦課する人員が四千五百人として居りましたが、その課稅すべき資格者が調査の進みますに従ひ  
まして増加致しまして八千六十五名の調定を致しまして令書を發行した次第であります、なほ  
將來に其の増加を見込まれるもののが約九百名と見まして初度の二十七萬一千一百八十圓に其の  
增加二萬二千八百二十圓を見込みまして取得課金の増額を三十萬圓に更正致した次第でござ  
ります

次に第三款遊興課金に於きましては昭和十五年度の實績が約一百五十九萬圓でありましたが調  
定に對する徵收率が百一百分とつて居りました過去三回に亘つて更正しました豫算に比  
較しまして十五年度は約五十萬圓増加を見たのであります、これが十五年度の歳計剩餘が増加  
しました主なるものになつて居ります、なほ此の昭和十五年度は今申上げますやうに百五十九  
萬圓でありますが昭和十六年度に於きましてそれより稅率の改正を致しまして從來二割五分で

ありました藝妓花代に對しては三割といふうちに其の稅率を高めましたとのそれから四月五月  
二箇月の平均を見ますと一箇月十五萬七千圓といふ平均になつて居ります、これを一箇年に致  
しますと百八十八萬四千圓と見積られたのでござりますがこれを九十分に見まして茲  
に百七十萬圓、三十三萬八千圓の増加を計上したのであります  
次に造造課金に於きましてこれは皆さん御承知の通り去る民會に於て稅率を決定致したのでござ  
りますが青島の本課稅が他の民團で決めましたものよりも低率になりました爲に造酒十八圓  
といふことビール九圓こういふふうな稅率を決めました爲に、當地並に北京の業者からこれ  
は課稅をされる當初から各地同一に課稅を實施するんであるといふ諒解の下に決定されました  
のであります、青島と天津北京の稅率に差額のあるといふことは非常に業者の營業上不利を  
來すからこれは同一の率に下げて貰ひたいといふ請願に接しましたので民團當局と致しまして  
も元より其の意見に共鳴がありました、これが數字に就きまして總領事館を經由して大使館の  
御意向を聞いて居つたのであります、かやうに青島と天津北京の稅率に差を生じましたのは  
青島では既に課稅の統稅を圖るに就てはあります、一石に就て十五圓二十錢といふ  
統稅を既に統稅局からやらせて居るに至りますが、それを差し引いて九圓にする、満酒に就き  
ましても其の統稅が掛るやうになつて青島民團では業者對統稅局の問題は關知しない  
といふ建前であります、天津北京に於きましては、もし將來統稅といふものが課せられる場  
合は統稅としてどうなくして民團に徵收してゐる造酒税の中からこれを稅といふ名目でなく或は  
寄附といふ形式を以て統稅局にやるといふことにする内々の方針を大使館に於てお持ちになつ  
て居るのであります、青島と天津北京の其の建前が異なつてゐるといふことに就きましては  
此の差額が出來たのであります、然し現在營業不振の状態その他を考慮致しまして少くとも青島並にしな  
ければならんといふことは大使館でも御認めになつたのであります、先程申上げましたやう  
な事情がありましたので七月一日付の大使館參事官の指令と致しまして條例は此の儘として置  
いて條例の第八十八條に依つて特別の事情あるものとして民團長が青島同様の額を附加するこ  
とに取扱ふといふことの指令が去る十二日に着いた譯であります、これは各地共此の指令が參  
つて居ります、これに依つて造酒税を徵收しなければならぬといふ状態に立到つたのであります  
す、それで當初四十萬圓の豫算として居りましたのを十萬圓に削減致しました、其の根據は清  
酒四千石、一石に就て十八圓、これが總計七萬三千圓合消が一千石としまして十九圓で一万  
九千圓、其の他ビール雞酒約九千圓と見まして十萬圓と致した譯であります、ビールの課稅に  
就きましては當地に裕民とミズホのビールがござりますがこれは指令の方針に依りまして適當  
に業者と協定の上處置することに考へて居ります

歲入臨時部に於きまして前年度総入金が二十一萬五千二百圓でありますたが百三十三萬三千八  
百四十四圓に増加致しましたのはこれは先程御説明申上げましたやうに昭和十五年度歲計剩餘  
が非常に多く出来ましたのであります、其の主な點は遊興課金が約五十萬圓になつてゐる、其  
他の課金收入に依つて約三十萬圓これは途中で更正するものが多くなりましたことに原因致  
しますが、又一方此の課金の徵收狀態が非常に良好でありますと六月末の決算期に於て民團課  
金は即ち土地、家屋、取得、營業の課金は九十九百分の收入になつて居ります  
遊興課

(66) (65)

金以下不動産、取得、工巡費、衛生費、土地使用料、家屋賃貸料、雜種課金、授業料、使用料など、百ペーセントあります。電氣料九十九、九ペーセント、こういふふうな状態の徵收の比率が非常に良好であつたといふ點も又此の歲計剩餘を多くした一つの原因となつて居るのであります。其の他に豫算上不要になつた額が十五萬二千圓、これは土地を買收するとかその如きが出来なくて不要になつた額が約十五萬二千圓、其の他圖書館とか博物館の建設、そういうもので十六年度に繰越しました額が三十九萬八千二百圓、これを剩餘額から控除致しました九十四萬九千六百四十四圓といふものが十六年度に繰越しました剩餘として處分すべきものになつたのであります。

関連して居りますので此の九十四萬九千圓の歲計剩餘の主たる費途は獎學資金の五千圓、繰入れまして、公立病院の他は主として公立病院團債の償還でありまして、公立病院の建築資金の團債、これは當初公立病院を建設した時の建築資金の繰入の九萬二千圓餘、それから團營住宅の建築十五萬三千圓それから食堂を建築した團營住戸建設費です五萬三千餘圓、只今申込しました團營住戸二十五萬五千七百七圓、こういふ費途に歲計剩餘が使はれた譯なんありますそれが豫算の追加更正共の方に於て計上されるのであります。

歳出の方に参りまして第二款が事務所費でござります、これは當初豫算編成の際に計上して置きました政府の補助金が減少致しました爲に削減しました際に削除して置きましたのでござりますが、執務上非常に不便が多いといふので排氣扉六箇所、事務室の模様替などを計上した譯であります、第三款の昨日御決議の費用辦償費が第三款會議費の中に第五項として増へる譯でありますと、豫備費からつて更正致します次第であります、これは御手元に御配りした刷物に就て御願ひたいたいと思ひます、課金徵收費の追加致しましたのは歳入に於て遊興課金の增收致しました爲にそれに伴ふ徴収の手數料であります、なほ此の六分と見て居りますのは或は豫算以上になほ收入のありました場合に其の手數料が要しますので多少茲にゆとりを見て六分と致した次第であります、豫備費は第三款の費用辦償費二萬八千六百八十圓控除致しました額に御訂正願ひたいのであります。

それから歳出の臨時部に於きまして第一款事務所費でありますと、これが二萬五千圓増、これは民團長助役室増築工事と書いてあります、民團長、助役の室を今、居りますところの外側に約三十坪造るのでござりますが、これは民團廳舍が非常に人員の爲め狭くなりまして約三百四十八坪の中二百人位が入つて居りますので遂に狹隘を感じまして當初三つありました應接室を全部潰しまして事務室に替へました爲に其の應接室がなくなりましたので現在の民團長、助役室を應接室にして其の外に事務室を造るといふのと、書類只今舊共益會事務所の奥のところに書庫がござりますがこれが書類が段々増へました爲に狹くなりましてそれを増築するのであります、それから管外地土地埋立費、これは支那街に非常に擇山壁を山の如く積んであつたのであります、此處の大和公園に支那人の入場といふことに就きまして何時も非常な問題になつて居りますし甲論乙駁されて居つたのであります、兩宮特務機關長は他に支那人の遊ぶところを造

(66) (67)

らないで此處だけを制限するといふことは議論の種になるのであるから、適當な箇所に支那人の遊歩場を造つて支那人はそこで遊ばせるといふことにしなければならぬといふことで研究されました、日本租界に近いところに適當な土地があつたのであります、そこは塵埃を山のやうに積んである、これを良園が早く取除いて埋立したらよいだらうといふので其の爲に公立病院新築の豫定の先のところの埋立を其の塵を取つてやりました爲に規定豫算を使ひましたが、將來又學校敷地の埋立などに費用が掛りますので豫算案を増加して行きたいといふなんあります。

それから公園費一萬圓増は各街路並びに総合運動場に來年早々木を植へるのであります、これ來年度豫算を待つては本年期間中遅くなる懐みがありますので本年度内に計上してそろして特別會計繕入金の増はこれは先程申上げましたやうに國營住宅の新築の爲の借入團債還資金を繰入れる八十五萬二千百十二圓といふものが増加計上される次第であります。

土地買收費は十七萬四千圓、これは先程申上げました通り舊公立病院建築の際に建物を今回追加しまして繰越して來た額であります。

第二十款の北戴河財產賃貸、これはかねて御承知の玉井利三郎氏の寄贈に係ります北戴河の家屋修繕並びにこれが名儀變更の登記の費用など合せて計上致した次第であります。

二十款の公立病院建築團債還金、これは先程申上げました通り舊公立病院建築の際に建物會社から借入ました其の資金の残額を償還する其の資金でござります、以上簡単でござります。

すが十六年度一般會計の追加更正の説明を終ります、なほ御質問などござりますならば御答へ致すことに致します。

(○議長(足立茂君)) 一寸議事進行の都合がござるまして休憩致します、約十分間程休憩致します。

(○午後六時休憩)

○午後六時四十五分再開

(○議長(足立茂君)) 只今より再開致します、只今の出席議員數二十五名でありますて丁度過半數であります、只今決議案の上程がござるままで成規の賛成者五名以上の賛成者を以て決議案の提出が由来議員からありますたが「白井民團長に對する警告決議案」これは議事日程の最後に審議して戴くことに致します、從ひまして引續き日程第九の更正豫算案の御審議を願ひます。

只今は第一讀會の繼續であります、此の議案第七十五に就て御質問なり

○二十一番(五十嵐重吉君) 只今御説明を承りましたので此の説明を聞きますのに追加更正豫算といふことになつて居ますが昨年度の剩餘金の説明が更に見受けられんのであります。

先づ此の剩餘金の點から極詳細に説明を得た上にこれを御質問申上げたいと思ひます、剩餘金のことについて昨年度相當あつたといふことを聞いて居ります、其の説明をして戴きたいと思ひます。

(○助役(宮家壽男君)) 先程申上げたんですが詳細に亘つた

(69)

(70)

○議長(足立茂君) どういふでですか、歳入出の  
○會計主任(上原珍二君) 剰餘金の點に就て御説明申上げます、十五年度の、剩餘金は此の豫算に更正します當時未だ決算締切をやつて居りませんでしたので總額百三十三萬八千四百四十円と見込んだのであります、昨年決算を締切りを全部了しましてそうして算出致しました金額は百三十四萬五百八圓で前年見込より一千七百餘圓プラスであります、此の内訳は歳入の方が豫算に比して七十九萬九千〇二十七圓の増であります、歳出の方が支出未済のものが五十四萬一千五百二十一圓合計剩餘金が百三十四萬五百八圓となつて居るのであります、歳入の方の増の内訳を申上げますと遊興課金の増が四十九萬五千圓其の他の歳入に就きまして、は課金に於ましては六萬圓、雜種課金が一萬圓、不動産取得課金四萬五千圓、工巡費一萬七千圓使用料二萬六千圓、手數料八萬二千圓水道料三萬五千圓電氣料四萬六千圓といふやうな内訳になつて居るのであります、其の合計が七十九萬九千〇二十七圓から遊興課金の四十九萬五千圓を差引いた金額に加へたのであります

歳出の減は五十四萬一千五百二十一圓、内訳は十五年度に於まして事業の着手出来なくて十六年度に繰越したのが三十八萬九千二百圓歳出全然不要となりたるものが十五萬二千三百二十五圓といふ内訳にはつて居ります、繰延べました三十八萬九千二百圓の内訳を申上げますと教育博物館の建築金四萬五千圓、圖書館増築の二萬七千五百圓、土地買賣費十七萬四千圓管外地埋立費二萬圓其のほか十六年度の豫算を更正致しますが、此の内訳は十五年度の剩餘金といふ剩餘金から繰延べる豫想で計上しました金額が十二萬二千七百圓でござります、其の合

計が三十八萬九千二百圓となるのであります、歳出の不要十五萬二千三百二十五圓と申しますのは豫算計畫を要するに支出する必要のなくなつた金の節約に依る金であります、これは各款平均約三千五百圓位になつて居ります、

それから十六年度に組みました前年度繰越金を今度の追加更正豫算に計上しました金額との差異が非常に不常なのであります、これに就きまして見込違ひの點を御説明申上げます、當初十六年度豫算は二十一萬五千二百圓計上して居つたのでありますですが、此の内十五年度の事業繰延費九萬三千二百圓と見て居つたのであります、これは先程申上げました教育博物館圖書館の増築費管外地埋立費の三つをも繰延べるものと考へまして繰延べることに致したのであります

二十一萬五千二百圓、九萬三千二百圓を引きました十二萬二千圓といふものを先程申上げましたやうに十五年度の純剩餘金から十六年度の豫算のバランスをとった金額であります、十六年度豫算編成を致します當時見込みました純剩餘金は五十萬圓であつたんであります、それは歳入の方の四十萬圓、歳出の節減に依る不要額十萬圓と見たのであります

此の歳入の方の見込を遊興飲食課金の増を約三十萬圓と見たのであります、當初十六年度豫算を組みますときに十五年度剩餘金の見込ですね十六年度の豫算を組みます時に剩餘金を見込みました時の見込が遊興飲食課金三萬圓、其の他の税金に於まして十萬圓合計四十萬圓と見たのであります、次に歳出の方の不要額を十萬圓と見て五十萬圓の剩餘があると見たのであります、ところが十二月豫算に着手しまして愈々歳出が決まり歳入が決定しました時の見込當時でありますので此の時四十萬圓と見ました歳入は今日に至りましたのであります

(71)

(72)

ます、それは遊興飲食課金が三十五萬圓程度分に入るのではあります、當初遊興飲食課金は約十二月の倍になつて居るのであります、それから一寸増へまして二月三月の二箇月平均を見たのであります、二月三月に至しまして一躍二十萬圓を突破するといふやうな增收振りを示してゐるのであります、それから丁度二月三月に亘りまして最後の十五年度の追加課金の追加査定を致しましたのに約增五十六萬圓あつたのであります、そういふやうな關係で歳入の方が約四十萬圓といふものは見込よりも増へて参つたのであります、當初見込みました剩餘と今日生じました實際の剩餘といふものは幾らかと申しますと當初見込五十九萬圓先程申しました五十九萬三千二百圓と見たのでありますですが今日の剩餘九十四萬四千六百四十四圓となつて居りますので従ひまして約三十五萬一千圓の増であります、結局三十五萬圓だけの見込伸びであつたといふことになるのであります、其の内の大部分は遊興飲食課金によつて増へて居るといふことになるのであります

實際に約五十萬圓の剩餘があるものとして其の十二萬二千圓だけ計上したといふことになりますとこれは豫算十六年度豫算の審議懇談會の席で御説明申上げた筈だと思ひますが教育費の方の國庫補助金を當り前よりも約三十萬圓位餘分に組んだのであります、それで實際の見込五十九萬三千二百圓よりも實際に組みました二十一萬五千二百圓を差引きますと二十七萬八千圓となりますのであります

剩餘此の二十七萬八千圓をば教育費の補助が來なくなつた場合に用意して置くといふことは計上を控へたのであります以上であります

○二十一番(五十嵐重吉君) 仲々諂ざに御話を伺ひましたのでよく分りました、此の剩餘が出るといふことは私承知して居ますが、ところが二回も三回もそれが爲に臨時民會を招集しなければならんのであります、其の時私等訊ねた時にそういふ金額は絶対あるといふことを特に申上げて居つたのであります、昨年締くらんと分らんといふやうなことで金が剩つたから結構だが足りなかつたら如何なるつもりか、こういふことを我々憂ふるのであります、此の數に對して慎重に研究願ひたい、私意見はこれだけであります、餘り此の議案の豫算を見ますと民團長及助役室が狹隘であるから二萬五千圓の増築費用を計上してゐる、恐らくあの建物に対してどの邊にお建になるか知らんが折角立派な美觀を呈してゐるものと音楽を貼つたやうなものを作つて戴きたくない何時民團長室を置いても一回位しか見へられないのではあります、恐らく居れないやうな部屋を何が故にこれを造らなければならぬか必要を認めません、執務を執られるなら私文句は申上げません恐らく一文の費用でも削らなければならんのに金が出来たからこういふことをする、最も此の非常時局に慎しんで戴きたい、私等は恐らく錢一本でもとめられるやうな今日であります、自分の部屋が狹隘で成程狭からう、不自由を忍んでお互協力しなくちやならん時に金が出来たからやることは是非やめて戴きたいどうぞ御考へ願ひたい

○議長(足立茂君) 如何でありますか……

○二十五番(山田榮治君) 私此の案自體には詰問を受けたので異存はありません、其の後のことを一寸御伺ひしたいのであります、北京に行つて例の教育團債のことについて最後の打合せを

お詫び申す。丁度かんてそれで先づ木さんと山田財務官の方に勧めてしまひやなしが  
こう思つて居ります。それに申上げて置きますが其が爲め此の前東京で大蔵省に御厄介になる前  
に現地で算段をしろといふ御話に對して早ちからで正金、天津、朝鮮、に申込んで居ります  
したが、豫金部から出るといふ話で中止して居る其の點序に私が御留守をするもんですか  
ら事務の都合上中止してゐる、こういふことを御願ひして置きました

○三十六番(早瀬精一君) 今の御説明を御伺ひしますと此の金ははずに、使へん金ぢやない  
いかと思ふのであります、別に金をちらへ貸してやらう此の金を握つて見なければ分らんの  
であります、他分貸して貰へるでせう、然し時局は明日をも知れんといふ秋に變つて居ります  
天津の民間に學校を建てるのに持つて行けといつて居られても、どういふふうに變るやら分ら  
んことを想像すると茲で住宅を建てる、食堂を建てる、こういふ具合に金を使つて終つて、金  
を借りられない、子供を入れる學校が建てられないといふことになると憂慮すべき事態を招來  
するんぢないかと思ひます、此の點充分に見かしのいたところでこれを使ふか使はんか決  
定していくんだやないかと存じます(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 如何ですか、全體的な御質問はこの位に致しまして第二讀會に移して遂條  
審議致したいと思ひますが

○三十六番(早瀬精一君) 今いつたことに對して見すかしがつくかどうか

○二十五番(山田榮治君) これは民國長もう少しほつきりなさつて置いたらどうですか、此の  
案は私參事會で承認したんですが、今異存ないんですが、私も東京に私直接御願ひした關係で

○ 民團長（臼井忠三君） 御答へ致します、大體今年の二百萬圓の團債は豫金部で出されることに大體決まつて居たのです

山田君の御上京中の御盡力の結果であつたんですが、遂最近林事務官とへ大藏省の豫金部の方ですが其の方が水害時の業務復興資金の調査、内容を御調べへに出でになりまして併せて教育費の將來の見込、償還の方法といふやうなことを色々御調べになつたのですが其の時の方の民話に未だ決定はして居らない、でつまり天津国民は御世辭ではござりましたが、貴方の方の民間の如きは貸しても戻つてくる見込があるが豫金部は控へてゐる、他の民團では貸した金が戻つて来ないといふやうだから民團一諸いで貸出すといふことは豫金部としての考へは未だ決定して居ないといふことを林事務官にいはれて甚だ驚きましたので山田財務官に御訊ねしましたところ、事務官は東京からいつて来てゐないが大藏省と外務省の交渉で少しも天津の分は貸出すといふこと腹は決まつて居るので、然しそれの民團も同じに出せといふことに大分難色といふかこれは分らんが然し天津の問題が殘つて居る、天津北京の二箇所問題に上つて居る、出すといふことに決め、九月迄運用委員會が聞かないが其の委員會に上程するが差支へないかといふことで九月の運用委員會に決定するならば差支へござみませんといふことを山田財務官は部

(76)

然りとおもしてやるにあらねばならんといふものではありません、どうか私等の申上げると  
迫つておもしりでもやらなければならんといふものではありません、どうか私等の申上げると  
御取下さいまして御再考下さんことを希望する次第であります。  
それから七時頃出て居りますと仰しやるが執務時間外であります、執務時間中に居つて戴きた  
いといふことを申上げるのであります、現在貴方は多少健康を保つて居られる、貴方の日誌を  
見ますと一年三百六十五日であります、其の間出張を含みまして百二十八日は不在であるとい  
ふ記録を持つて居ります、私理窟は申しません、日誌を見た上で申上げのであります。

（講長（足立茂君） 御意見がござぬませんなら第一讀會に移すべきや否やといふことに就て裁  
決致したいと思ひます、御異議ありませんか）

○三十六番（早瀬精一君） 實際これは使つていゝんですか、憂慮に堪へんですが、借りられな  
かつたら銀行で借りるといふことを仰しいますが、此の剩餘金に就てでありますけれどもが教  
育費が足らんから山田議員をわざ／＼行つて戴いて山田議員は私費を以て極力奔走して略々見  
當がついたから歸つて來たら二百二十萬圓の金が剩つて居つた然も此の金の使ひ路は住宅を建  
てる、借りるものは借りる、政府から借りられない時は銀行から借りる、借りた金は住民が拂  
はなければなりません、此の金を借りられる迄保留して愈々借りられないといふ時はそれに使  
ひ、借りられればこれを此の豫算通り使つてよいといふ條件付といふことにならうですか  
これがあるから使はなくちやいかんといふ氣持は人から借金するそれで贅澤をする、着物を買  
ふといふのと一つも變りません、ある金を暫くしまつて借りられるか借りられないか見つかし

(75)

君らへ貸して戴けないことはなしと確信します。北京に行きましたて大使館方面でも財務官の御話もありまして私の方借りられるものと思つて居りますが、今御話のやうに日に情勢は變つて居ります秋にはつきり見透しつきませんので、もしこれが借りられなければ現地で調達が出来るといふはつきりしたもの民團長持つて居られるか、どうしても學校の建設計畫は何れ資金を得つてやらうといふ條件を御承知願つて此の案を通して戴くことにしたら如何ですか○民團長(白井忠三君)御尤もです、私の腹の中を申上げれば勿論豫金部の方が出来るといふふうな二分の自信を持つて居りますが、満一豫金部が出なくとも銀行の方に詰がつくものと確信して居ります(「借り得ることをはつきり誓はんでもいいですよ」と呼ぶ者あり)序に五十嵐さんの御質問でない御質問といふか御注意がありましたが、さつき助役からも説明しましたが私と助役の部屋を擴げるといふことでなくして今應接間を民團事務室に使つて終つたのですから私が一人と話してゐる点次に来た人等に待つて貰ふところがない状態で私も助役と同じです、私が殆んど居らんと仰しやいますが朝七時の方まで来ましたてそれから十二時迄殆んど午前には外出しない建前にして居りますが、但し最近色んなことで午後も居ることがあります助役も居られますし殆んど居りますが不幸にして貴方が御出での時に居らなかつたんで朝御出で下されば居ります、八時半前後でしたら必ず居ります

○二十一番(五十嵐重吉君)只今の御話を承りますと此の金がもし出来なかつたなら現地で出来るといふことを仰しやいますが此の際金を借りるといふことは慎んで戴きたい、私共々も毎度民會毎に申上げますが金は「金と…………は不時に出る」といふ例へを聞いて居ります、

をつけて使ふといふ條件つきならば賛成で、それでなければ建てるといふことは考へるものだと思ひます

○議長（足立茂君）一言議長として申上げます、此の更正豫算の審議する爲に剩餘金を使ふ借款が出来なかつたらば、民團長の話では豫金部で借入られなければ他の方で借入れて教育費を貯ふといふ話であります、それに就て供金が不可ならば本豫算を否決しなければならんかと思ひます、此の僅否決するか、第二讀會に移すべきや皆さんの御意見に依つて致したいと思ひます、如何でありますか

○十六番（菊地新一君）民團長に御伺ひ致しますが大體教育費の例へば二百萬圓借りられるや否やといふ返答は何時頃の時期に分るでせうか

○民團長（白井忠三君）さつき申上げましたやうに九月豫金部の低利資金運用委員會といふものが開かれます、三月に一過位しか開れないらしい、其の委員會にかけるのですが其の委員會にかけるといふことは勿論形式の問題で其の前に大藏省と外務省の間でやるといふことが決定するんですから恐らく八月中に無論決すると思ひます（「待つたらどうだ」と呼ぶ者あり）

○十六番（菊地新一君）只今民團長の御返答に依りますと大體八月末迄に教育費の借金が出来や否やといふ御返答をといふことに在れば此の豫算を御通しなさいましてどうかと考へます、何れ臨時民會も其の頃開くやうになるだらうと思ひますからしてそれ迄一時これを保留した後如何かと思ひます（「賛成」と呼ぶ者あり）如何ですか今月は七月ですから八月の一箇月位保留ですが

(78)

(77)

(80)

(79)

てとに角緊急を要すものと要せないものとあると思ひます、本案は第二讀會に入つて十二分に検討して戴きたいと思ひます

○議長（足立茂君）御詣り致します、只後藤議員の御意見がありまして全面的に撤回するといふことでなく第二讀會に入つて各項に就て延ばさずやるもの、延ばすものをとるといふ御意見であります、が御異議ござなませんか

○三十七番（河野九郎君）先程の議論のやうに剩餘金百三十萬圓からあるそれでなほ且借金する、團債をやるといふことは甚だ財政のやり繕りがそうしなければならぬか誠に安心が置けないであります（「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり）そこで二百萬圓貸そぞりいつても借りなければ借りないで此の百三十萬圓をしまつて借金を少くすべきで、片一方で借る、成程住宅は拂底であり住宅の必要も感じます、然し教育費を放つて置いて、冗談ではない、住宅の如き果して全般的に公平に利用されて居るかどうか（「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり）こういつた點から考へて團體住宅は怠ぐものではないので（「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり）本案は決議して撤回した方がいいんぢやないかと思ひます

○民團長（白井忠三君）一寸私の説明が充分でない爲に河野さんの御議論が出たと思ひます略々確實に剩餘金の出た時に民團長會議で取りまとめてこれをありの儘に剩餘金が出来たからどういふふうに致しませうかといふことを大使館當局と今申上げる山田財務官に御訊ねしたんです、大使館當局としては殊に東京から東亞第三課の事務官も御見へになつて居り、天津だけでなく全部の北支民會に教育費に必要な金を交渉してゐる矢先だからして天津の分として

○議長（足立茂君）一寸保管といふと撤回するといふことですか  
○十六番（菊地新一君）そういうふ意味になります、要するに返答がある迄一時撤回して新に出すといふことの意味合ひです（「賛成」と呼ぶ者あり）  
○民團長（白井忠三君）何と申上げますか御尤ものやうな御意見でありますか此の豫算が通過しませんと團體住宅も何も出来ないです、九月頃施工しては今年の中にものにならん矢張り家を建てるならば今通過する必要がある、こういふふうに考へて居ります、勿論もうちつと先でいゝと當事者として考へて居らないのであります、同時に提案致します以上只今早瀬君の仰しゃつたやうに此の金を以て教育費の方へ廻さなければならぬことが起きることは萬々考へて居りません確に出来るといふことに確信致して居ります

二百萬圓中込んだのに百萬圓剩餘金が出来たから後百萬圓でよいといつては話の腰を折つて困るからして其の話は後廻しにしてくれといつた東京からお出での方も同じ御話でした、然しその十六年度の豫算を組んだ時とこれだけ百萬圓違ひが出来た金だから黙つて借るものは貸して戴くといふことは甚だ心持がよくないからして財務官の方へ御届けしなければならんといふことで財務官のところへ行つて御指圖を受け給へといふことになつて財務官に申上げましたが東京からお出での本省の事務官はこういふことを仰しやつた、大藏省と交渉してゐる矢先腰を折られては困るといふふうな結果今此の更正豫算にありますやうに利息の高い金を還すそれから此の際住宅の拂底から團體住宅の費用に使ふといふことにして東京で進行中の話は其の儘やつたら、然し參事會に御詣りして剩餘金が使へるやうになつたならば居留民金般の福祉に與へられる市場を造るといふことが最も適するでせう、もし其の金を使ふならば市場案といふ意見も參事會にあつたので山田財務官に申上げたんですが、學校、病院、住宅、此の三つ以外には新規事業は大藏省は賛成しない、市場といふものは天津に必要がありませうが大藏省として市場を新しく造るといふことに就ては賛成致しません、ですから其の金で高利の借金を還す、或は團體住宅を造るといふことが最も適するでせう、其の状態を、そのいふ指示を與へたといふことを大藏省の方に報告して置くといふことになりまして歸つて参りましてからこういった案を參事會に御詣りしてこの更正豫算が出来上つたのであります、天津だけの事情で判断し難い點もあるのであります、只今申すやうに北京天津の如き一番いんですが北支全部七百萬八百萬とかのやうな金を借出すことを外務省に交渉して居られるそです

<p>(82)</p> <p>○三十六番(早瀬精一君) 只今の御話を伺つて居りますと金を借りに山田氏が非常な努力をして金を借りられそうになつたが剩つてゐる金をどうぞ使はずして戴きたい 住宅を建てるといふことを御話ですが此の際金を借りずには廻したら如何なものかと存じます他との連絡上借金を一諸にしなければならぬそれは其の時の交渉の時も當局に於て借りられるでせうが時期も變つて來る、さうしたものだらうか、なほ且借金せずにするといふ借金することは至極容易いこと、思ひます、特に住宅を建てんといふことになれば、住宅を建てるといふよりも借金をせず百三十萬圓の剩餘金と増税による增收でも加算致しますならば二百萬圓立派に行くものと存するのであります、此の中で最も認めなければならぬものがあるとすれば公立病院の借金の率の高いのを拂ふ此の位のものだと存じて居ります、それと街路樹一萬圓は少額に失します、植樹施設などは民會通常民會前後になりますが豫算が通過しなければ植木が買へんといふことであります折角綠化を圖る公園當局の苦心も水の泡である恐らく二萬圓位出さんと、綠化は圖れんと思ふ、公立病院の高い借金を償還すること此の以外は全部繰延で最も必要なものに使ふ、私こういふことにして戴くといふことを切に御願ひ致します</p> <p>○議長(足立茂君) 討論も終結したと思ひますから第二讀會に移すべきや否や採決致します、反対の方に願ひます、然し第二讀會に移して必要なを残し不必要な額を削るといふ方は第二讀會に移すことに御賛成願ひます、では第二讀會に移す方は御賛成の方は御起立願ひます</p>	<p>○三十七番(五十嵐重吉君) これは何處ですか</p> <p>○民團長(白井忠三君) 女學校のです</p> <p>○二十一番(五十嵐重吉君) 全部でこれだけで出来ますか</p> <p>○助役(宮家壽男君) 本年度の分だけです(「賛成」と呼ぶ者あり)</p> <p>○民團長(白井忠三君) これは脇から土地を買つて來るのではなくて支那御の方から出る芥をたれて貰つてそれを持つて來て埋めなので貰見などもはつきりしない、然し大體六千貫程で</p> <p>○二十一番(五十嵐重吉君) 單價は</p> <p>○民團長(白井忠三君) 七千一ペル(「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり)</p> <p>○議長(足立茂君) それはこれは其の儘第十一款公園費(「異議なし」「異議がある」と呼ぶ者あり)</p> <p>○民團長(白井忠三君) 二萬圓に修正ですか、修正の御意見が出ましたが、二萬圓に修正するといふ、つまり費用を増やす</p>
--	---

<p>(84)</p> <p>○二十五番(山田榮治君) 一萬圓の用途を説明して下さい</p> <p>○尾崎土木課長 一萬圓の内容を説明申上げます、大體に於きまして総合グラウンドの十五年に埋立致しましたが次年度十六年度、今年度決定された忠靈塔附近敷地一帯を綠化するといふ目的で此の計畫を公園に御願ひましたが新年度に入つてから木を買つたんでは枯死する憂いが多い、今年買つて貰ひたいといふ譯で話がありまして大體に於きまして購入樹木が日本租界の街路樹も未だ植へきつてゐないところも多いため水其の他工作が入りますが水を澤山やるとか殆んど綠化され爲に多くの木を植へたいといふ關係でスチールを造るやうになりますがそれが一千三百圓土木費の方の費用が六千圓芝が二千七百圓、合計一萬圓といふものを計画したんです(「それで十二分ですか」と呼ぶ者あり)</p> <p>○尾崎土木課長 不充分です、來年度の豫算は豫算で購入致します、差詰め來年度の四月豫算に上るまでに手當しなければならぬ金額だけを計上したのであります</p> <p>○四十七番(福島榮之助君) 西宮島女學校の方はどうですか校庭の……</p> <p>○五十番(永瀬三吾君) 街路樹の件に就て前年度の臨時民會と思ひますが福島さんですか御話があつたが運動場の植樹は提案があつたと思ひます</p>	<p>あります(「要りません」「不要」と呼ぶ者あり)削除の御見がありますが皆さん如何ですか、削除に賛成の方手を上げて下さい(「保留」と呼ぶ者あり)</p> <p>一賛成者多數一多數であります、削除致します</p> <p>第八款 土木費 増額 三萬圓</p> <p>です、管外土地埋立費であります</p> <p>○二十一番(五十嵐重吉君) これは何處ですか</p> <p>○民團長(白井忠三君) 女學校のです</p> <p>○二十一番(五十嵐重吉君) 全部でこれだけで出来ますか</p> <p>○助役(宮家壽男君) 本年度の分だけです(「賛成」と呼ぶ者あり)</p> <p>○民團長(白井忠三君) これは脇から土地を買つて來るのではなくて支那御の方から出る芥をたれて貰つてそれを持つて來て埋めなので貰見などもはつきりしない、然し大體六千貫程で</p> <p>○二十一番(五十嵐重吉君) 單價は</p> <p>○民團長(白井忠三君) 七千一ペル(「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり)</p> <p>○議長(足立茂君) それはこれは其の儘第十一款公園費(「異議なし」「異議がある」と呼ぶ者あり)</p> <p>○民團長(白井忠三君) 二萬圓に修正ですか、修正の御意見が出ましたが、二萬圓に修正するといふ、つまり費用を増やす</p>
--	---

(86)

(85)

○尾崎土木課長 道路清掃費の中で學校の周圍だけの植樹をするといふんで

○五十番(永瀬三吾君) それでは撤回致します

○十六番(菊地新一君) 當局に御伺ひしますが一萬圓増額致しましたなれば西宮島女學校とか

各學校の校庭にどうも樹木が少いやうに思ひますが、大體其の方に相當の植樹が出来ますか一

萬圓増加して二萬圓にした場合に……

○尾崎土木課長 それは出来ます(「足りなければもつと出してもらひと思ひます」と呼ぶ者あり)

○「笑聲」、「二萬圓」と呼ぶ者あり

○議長(足立茂君) 二萬圓増額に御異議ありませんか(「なし」と呼ぶ者あり)二萬圓に修正次

特別會計 緯入金 九十二萬四千二百十二圓

増額 八十五萬二千二百十二圓

○保留「繰延べて戴きたい」「繰延」「削除」と呼ぶ者あり) 削除の御意見がありますが

如何ですか(「削除」「賛成」と呼ぶ者あり) 異議ありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○御異議ないと認めますからこれは八十五萬一千二百十二圓増加は削除致します

○民團長(白井忠三君) 食堂を御決議になつて居ますが、食堂費八萬三千幾ら、此の緯入金をして、此の次の團營住宅 経費に内譲があります(「繰延ばす」と呼ぶ者なり)

○二十番(五十嵐重吉君) 私決議されたことに敢て固持する譯であります(「やせんが民團々營住宅をやるこういふことは民團から當事者として此の和卓に居る業者のことを建てるんで御考へなさるましたか、或は又業者より總べて納稅させてゐるのであります、其の點を伺ひなさつた上で

でやられたか其の點御承知願ひます(「食堂だけを認めませう」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 昨日可決致しました團營住宅を經營する爲に金が必要る譯でありますそ

れだけを殘す必要があると思ひますが、それでは團營食堂の設備その他に八萬三千五百〇五圓だけ残して其の他を削除することに致しますか(「全額削除」と呼ぶ者あり) 削除の意見を出された方(「削除です」と呼ぶ者あり) 全額削除、團營住宅は決議して置きながらやらんといふことですか(「建てるには賛成したが豫算が出てない」「あんたのやることは何時もそうだ」と呼ぶ者あり) 決議したもののが金をやらんといふことはおかしいことはないですか、今やらんのに決議する必要はないでせう(「公立病院關係は決議して未だやらないでせう」と呼ぶ者あり) それは金がないからでせう、どうもそれをやるといふ決議になります(「いいか」)

○二十五番(山田榮治君) 徹底しないやうであります民團長はつきり仰しやつたらどうですか、要するに審議中ではつきり判つてないからで食堂をやるといふのは團營住宅の方を建て、家の一部を使ふといふ 团營食堂を經營するのは別に既成の費用で經營して行くのであります

○議長(足立茂君) そうすると計上する必要がありますが、計上したのを削

○二十六番(山田榮治君) 出来るといふのは團營住宅をやるといふことは豫算を削つても

○二十七番(山田榮治君) 團營住宅は出来ない

○議長(足立茂君) それだから團營住宅を削つても片方の食堂だけは生かして置く、残して置か

(88)

(87)

なければ出来ないでせう

○二十五番(山田榮治君) 食堂の家を建てやうといふのですか團營住宅を合して建てた上に乗

つけるつもりなんでせう、食堂といふものだけを建てるのなら考へなければならぬ

○民團長(白井忠三君) この今の議案のところだけを御覽になるからそういう不安になるんで

すが第十七款特別會計繰入金といふもので一般會計から此の第七十六號議案がありますが

七十六號議案團營住宅特別會計といふところに此の金が入つて來るので、特別會計繰入金が

それによつて次の費目の欄の一一番しまひの建築費五十九萬六千五百〇五圓住宅五十七戸坪當り

幾ら、團營食堂一九〇坪坪當り三七〇圓合計七萬三百圓全上設備費一萬三千二百〇五圓、團營

住宅を見合せるといふ御議論でも團營食堂の建築費に八萬三千五百五圓といふものを繰入金に

現はして置かなければ結局團營食堂は出来ないといふことになります、全部削除するならば此

の昨日の可決が覆へされる譯です

○六番(後藤鶴郎君) 今諸論されるのは十七款の科目で特別會計繰入の科目のところで論じて

る譯で團營住宅は勿論特別會計に入れるべきものである、民團の團營食堂といふのが團營食堂

が果して、此の次の團營住宅 経費に内譲があります(「繰延ばす」と呼ぶ者なり)

○二十一番(五十嵐重吉君) 私決議されたことに敢て固持する譯であります(「やせんが民團々營住宅をやるこういふことは民團から當事者として此の和卓に居る業者のことを建てるんで御考へなさるましたか、或は又業者より總べて納稅させてゐるのであります、其の點を伺ひなさつた上

を遣らうといふ方針を御決めになつたのです、分離するならば該項目が根本から達つてゐること

が特別會計に入れやうこういふ問題になつて来るから少し考慮を要するんぢやないかと思ふ

○民團長(白井忠三君) 一般から特別會計に入れるといふ款がこれなんです、特別會計經營費

が一般會計から金を持つて其の金で食堂を建てるといふのが其の次の豫算に出でる譯です、

特別會計團營住宅費經營費で新築しないといふ御考へならば、食堂だけを造つて置くといふな

譯ですか(「建てるには賛成したが豫算が出てない」「あんたのやることは何時もそうだ」と呼ぶ者あり) 決議したもののが金をやらんといふことはおかしいことはないですか、今やらん

のに決議する必要はないでせう(「公立病院關係は決議して未だやらないでせう」と呼ぶ者あり)

○二十五番(山田榮治君) 民團長に御伺ひしますが其の食堂の計画は一階を食堂にして二階三

階を貸住宅にするんでせう

○民團長(白井忠三君) そうです

○二十二番(山田榮治君) そうすると二階三階は削られてしまつたならば一階だけを建てるな

らば根本的に考へなければならぬ、別に貸住宅といふならいゝが私等一階を食堂にする二階三

階を貸住宅にするといふから不可分なものです、一階が承認願ひたいなれば食堂でやる建設す

るがこれぢや通らんことになります

○民團長(白井忠三君) 團營食堂をやるといふことを決議したけれども今年出來なくとも事務

當局の責任がないことにすればよろしい

○三十六番(早瀬精一君) 民團長の豫算の立方は満員電車に足を一本突込んだのと同じで終ひ

貴方の過去の豫算案です（「削除」と呼ぶ者あり）

第三章

第十九題 土地買收費 十七萬四千圓  
二十一番（五十嵐重吉君）此の土地は何處ですか

三十一番（五十嵐重吉君） 現在おかしなものが建つてゐ

二十二番（五一貳寅吉日） 三三は一體實ニシテノ事ハ、ちつこびニシテ

民團長（白井忠三君）  
地主が居ない上海に行つてるとかいつて、今年もう一巡繼續して、

（五十嵐聖吉君） 土地の問題で僕を捕まれんやうに御注意願ひます

議長（足立茂君）十九款どうですか（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ふとか學校を建てるとかする時は青寫真を付けて豫算を提出して戴きたい、凡そどの邊ですか

（民團長（白井忠三君））勿論此の昨年度の豫算で審議されてる通過してるものなんです、昨年

がでる筈です。買へなかつたのです。上海に行つてゐから、がまらないから今年これを計上して買ふ上へふこ上です。

三十六番（早瀬精一君） 何は何んですか  
民團長（田井忠三君） 學校の敷地も擴張（せんこう）

ながらはいといふ御手の力鉤でやつてお詫です  
議長（足立茂君）これは去年の齧歛事業ですから其の點承認しなら如何ですが、これは別余

（五十九番）永翻三吾君　昨年の豫算でとつてそれを持越すのだから異議ないでせう（「要らぬ

(議長)足立茂君、何れか採決致します、削除に賛成の方は手を上げて下さい(「はつきりし

○三十七番（河野九郎君）此の敷地は女學校運動場にするに絶對必要であるか否か、其の邊の

# 昭和十六年第五十九次居留民会临时会议事速记录

歳入に移ります（「異議なし」と呼ぶ者あり）

第一款居留民圖課金二百六十八萬五千圓增額十六萬五千圓（「一括」「異議なし」と呼ぶ者あり）第三款遊興飲食課金（「異議なし」と呼ぶ者あり）第五款（「異議なし」と呼ぶ者あり）経常部全部其の儘

臨時部（「異議なし」「一括して異議なし」と呼ぶ者あり）それでは後の歳入は其の儘歳出で豫備費で増へることになる譯ですね

（民團長（白井忠三君））そうです

（講長（足立茂君））それは後で事務當局に數字を合せて戴くことで只今の修正で可決確定（「異議なし」と呼ぶ者あり）記述者が御彼れと思ひますが（「やりませう」と呼ぶ者あり）後二つでありますから、では七十六號は撤回です

日程第十一 議案七十七號 特別会計天津日本公立病院新築費歳入出豫算案

議長（足立茂君）日程第十 議案第七十七號特別會計天津日本公立病院新築費歲入出豫算案を上程致します、提案者の御説明を願ひます。

（民團長（臼井忠三君）） 本案の内容に就きましては昨日の特別會計條例案の時に大體申上げて置きましたが、此の歳入の方は繰入金といふのは團債のことですそれが百九十五萬圓寄附金三十五萬圓合して二百三十萬圓といふ豫算以致したんです

から一番遠いの、項に周圍その他雜工事（監督費を含む）これは設計料に就きましては勿論斯界の規定がござりますから病院建築の百萬圓以上何パーセントといふ規定がござりますから其の規定に準據した設計料を御拂ひする、建築費の方は實は今とても民國の建築課の手だけではいませんでこれはこちらで嘱託を御頼みして其の嘱託の方に責任を負ふ、同時に設計者の大澤先生に竣工迄に二回乃至三回御出張願つて監督して戴く其の細かい内譯は今申兼ねるんですがそりいつたものを額面をつけましたのでありますと其の設計料はパーセンテージに依つて三百六十萬七千五百二十圓の建築費の何パーセントかを御拂ひすることになります、監督費は總計的にやらないで民間に不時に嘱託して戴きます大澤先生に三回位の出張に對しての費用は勿論監督費で支辨するところ考へて居ります、

第二款の醫務器械費これも昨日御話が出たやうですがこれは非常に昨年提出しました豫算よりはずつと減つて居ります要するにそれだけものがないであります、それが第一に買得るもので續いて此の病院が出来上つて引越せば今度は特別會計公立病院經營費といふ豫算になりますからそうすると只今九萬何千圓といふ金も遂に此の際借金を拂つてしまひますし、大部相當の剩餘金が出来るのであります、其の中で遂次器械を買つて整備して行くといふことにして居ります、大體今の病院で使つてゐるのは勿論ありますし椗査台等の如きも出来るならば新らしくした方がよろしいと思ひますがそれ等は戸入の時にやることにして茲には計上致して居りません其の次は戸内ですがグラウンドの方に計畫に着手して居ります其の分の豫算です

第四款團債利子は拂込が遅くなりますが豫算より若干づゝ減つて来る譯で規定通りの拂込を

(98)

到して誠に甚だ有能もあれば見えたと信じておられた  
本道並に實業會社をもお起しましてそぞらして  
の時、時局の状況で又お互にこれを負擔して、又復合し合經濟情勢を考へて果してこう  
ふ案を行ふか來年には又大體の見透しがつくと思ふので此の際論議せ  
ずに民團からこれを一時撤回して來年通常民會迄見合せるといふことであれば非常に圓満に  
此の民會が行くのであります（「ヒヤー」と呼ぶ者あり）民團長に御詣りしたいと思ひます  
○民團長（白井忠三君）　國際時局の一日々々變化してゐる今日御説の通りで今日を以て明日の  
ことは豫測のつかないやうな狀態であります、唯此の間監督官にも御打合せしまして御意向を  
御伺ひしたことですが現時局の民族事業といふものは我々御願ひして成程そうか、それぢや必  
要だらうからやつたらいだらう程度のものでなくて許可されるといふより一つの命令である  
許可してやるから遣れといふ、こういふ性質になつてゐるといふことは略々想像し得ると思ふ  
のです、我々の方では監督官の興亞院が工事を中止しろ、建築をやめるといふ御命令が出ぬ以  
上一旦許可があつた以上實現に努めて行かなければならぬ、金が出来ないでやれといふことは  
命令でも金が出来ないならやれないんですけど、金も略々見込がついたならば掛るといふふうに  
進めますが許可されてゐる性質からいつて只今しなければならぬ、金は繰まるのであります、  
これを民團の考へで止めるとか延ばすといふことが寧ろ現時局に對しては興亞院の御考へに順  
應しない形になるのです、これは昨日も申上げたと思ふのですが丁度今申上げるんですけどそ  
いふ關係になつて居りますから、金が出来ない、出来る迄待つ、これは無論興亞院の方でも金  
が無くとも造れといふことは申されません、金の見込は立つた以上造るといふことに進行して

(98)

○二十五番(山田榮治君) 民團長と議論したくありませんが、そういうふやつに御相談申上げるんで、官憲々々といつて官憲の袖に隠れんとされますが、興亞院の許しがあつた一昨年の情勢と今日の情勢とは全く變つて居ります。一昨年と違ひ今日は、昨日と今日の情勢が變つて居るので、私心境が帝國政府の閣議の方針ですつかり氣分が變つてしまつた。此の間に色々情勢が變化してゐるので、興亞院が許可してからやらなければならぬといふことはあります。政府に於きましても決定されたものも變更され得る縦延べる或は緊急を要するもののみ行はれる。まだ、國際情勢の動きによつて變更されるのであります。許可があつたから必ずしもせなればならぬといふことは断じてないと思ひます。又再び官憲に御伺ひ立てるなら一旦命令したら、いつら必ずやといふことは仰しやらないと思ひます。天津々社の御造営に就いてもあの神社鳥井の鐵筋は軍の御許しがないから遠慮してお鐵筋といふことに就て皆さん遠慮してるのであります。一昨年許可があつたから此の健使つていいといふことは其の貴方の考へを改めて戴きたいのであります。もとよりこの病院の新築に就ては參事會に於きましたが、それでも八回で可決したふうな問題です。相當此の案を上程する以前に於ても民團で貴方は東拓から借金して來られて六十五萬圓の金を以て遅延無計画されたのであります。無理があるやうな結果皆の氣分が一致して居るといつたら、獨り金が出来たやうにいはれるが五萬圓足りないので、それが少くも七八十萬圓足りない筈です。租界民を欺瞞して居られるのです。出すといふ人も出しうるか否か此處に私款問を持ちます。又資材の關係からいつても事實出來ないのだから、議論せずに男らしく撤回して戴きたいと思ひます。

(97)

○民團長(白井忠三君) 金く繕返す同じやうなことを度々申上げるやうになりますが、邊申上げ中に今要するに必要な程度に對する概念から來てるので、興亞院の方から其の後どうしてゐる何時頃なるといふことを常に催促されます。病院が天津に必要なものである居留民が増へて今公立病院は狭くて仕様がない興亞院も資材を配給して建てるといふことになつてゐる。勿論時局の前途は今申上げる通り明日のことも判りません。明日にも何かの事變によつては中止しろといふことになれば勿論中止しなければならぬことですが、先刻申上げましたように我々としては今更御伺ひを立てるんぢやない出来るだけの進行を圖らなければならぬ立場にあります。撤回して來年三月迄待つといふことは來年三月通常民會を通過して掛るといふことは來年には出來上らないと思ひます。基礎工事をやつて置けばいいが基礎工事も今年やらず來春にやることは難しい。現在の狀況を見ましたならば一日も延期出來ない狀態であります。色々御議論もありますが、とにかく診察室を一つも増やすことが出来ません。入院患者も悉く二つ以上のベットが入つて居ります。今の狀態で居留民が渡支制限を受けて居りますが毎年何千づゝ増へて居ります。これが一年経つとすれば衛生機關として誠に不完全な民團の經營病院として御恥じいんで民間の病院方面も足らんのであります。(「内容は」と呼ぶ者あり)

行くのが我々の立場なんです。其の點御諒察願ひます。

(100)

(99)

○四十二番(古田治四郎君) 私も山田議員と同じく此の案の審議に與つたのですが、最近日本に於きました日本の計畫で事變以來始めて緊迫を要する迫つた秋に昨日は當局から鐵は何剛と質問した時に三百噸といふ話でありました。が或人に聞きますと四百噸以上要るんだやないかといふ説であります。此の時局に於て日本では縣廳初め鐵門はすつかり廢止して國防資材の一端として献納されて居ります。此の秋に於て天津民團のみが、病院は未だ建つて居らん建掛けたものなら足らんやうな場合建てるなら異論がない。四百噸以上の鐵材を使ふといふことは果して戴きたいのであります。もとよりこの病院の新築に就ては參事會に於きましたが、根本から新病院の工事に反対です。買入れました鐵を天津人が國防に献納しますといふ處置に出たらどうかと思ひます。興亞院に於ても今は事態が進つてゐんぢやないか。今日では寧ろそういうふことは使用を許可されないと思ひます。天津で鐵門を廢止したところは、一箇所もありません。寧ろそういうふ氣分に民團が手本を示して此の緊張を一層緊張させる。どうか病院が狭いと仰しやいます。が姪婦が相當入つて居ります。産前産後の日子を要してゐるが他に移したならば公立病院の必要な患者が入れられると思います。それに重きを置かなくとも重きを置く患者を入れなければならぬこれは全く差迫つた患者として取扱ふ。特に全體が產兒と共に出入つてゐる此の收容力が相當にあるんぢやないかと考へます。由つて此の着手してゐない病院ですから出来ることならば考慮して興亞院が通つたからといって開拓する必要はないと思ひます。來年の通常民會迄待待ちになつたならば大體の空氣も或は情勢も判るだらうと思ひます。其の時に審議しても現在やられ

ても相違がないと思ひます。どうぞ來年に、現在新築するそいふ意志を改め、是非これを今まで私公立病院新設の日も速やかならんことを願願して居つたものであるが、昨日から本夕に於きました各議員の御説を拜聴致しましてひしりと私に命するものがあります。今や混沌たる世界情勢は實に新たな新局面を加へまして我が帝國は實に非常時事の非常に遭遇して居ります。(「ヒヤノ」)と呼ぶ者あり。何故帝國が此の世界大動亂に應ぜんが爲に實施致しました國防計画は日本内地に應じた一人の日常生活に各與へる白米は二合あります。二合といふ米は發育途上の青年にとりまして一食分の量に足りない量です。日本を躍進せんが爲に此の二合の白米乏しいのを喜んで我慢してゐるのである。私かくの如き情勢下に於きました總ゆる公私生活を健全に致して所謂戰捷に向つて突進すべき事であります。此の秋に二百三十萬圓をかけて四百噸の日本によりまして貴重な鐵材セメント其の他の材料を節約することが出来たならば此の點民團當局として國家に盡くす氣前であるなら大なる收穫を上げると思ひます。(「ヒヤノ」)と呼ぶ者あり。我々總ゆる點に出来るだけ節約をし忍ばなければならぬと思ひます。居留民の公立病院の現状が非常に狹隘であることは知つてゐるが忍べだけ忍ばなければなりません。そうして忍び且必要なる時期に立至りました時適當な御意向な



(106)	(105)
<p>であると思ひます、以上を以て私の論議を終ります（「裁決」と呼ぶ者あり）</p> <p>○議長（足立茂君） 議論も盡きたやうでありますからして本議案を第二讀會に移すべきや、或は此の儘去るべくやといふことに就て裁決しないと思ひます</p> <p>○四十七番（福島榮之助君） 改めて動議を提案致します、私さつき申上げました理由に於きまして本案は此の儘可決の儘、これの實施に就て或時局の見透しがつく延期してはどうかといふことの動議を致します、それに就て病院の</p> <p>○議長（足立茂君） 一寸申上げます、これは豫算案でありますからして延期するといふことは、民會でこれを第二讀會に移さないといふことであれば畢竟去られるのであります、それではいゝと思ひます（「移さなくていい」と呼ぶ者あり）延期といふことは一寸難しい第二讀會第3讀會を開かなければならぬと思ひます、精神は延期といふ意味で本議場に於て第二讀會に移す必要ないといふ御考へであるならば其の儘で畢竟去られる譯になりますが、それではそういうふ意味に於きまして第二讀會に移すべきや否やといふことに就てするかどうか、第二讀會に移す必要がないとすれば（「讀會の儘でこれを延期するや否や……」と呼ぶ者あり）延期といふことは此の案に關し延期といふことになれば豫算實行の件を附帶決議する動議だと思います、延期といふ意味が第二讀會に移さないで延期する必要はないんで此の儘で畢竟去るといふ御意向であるならばそれでそいふふうなことにします</p> <p>○六番（後藤禪郎君） 今議長の御説明御話しひつた通り二讀會に入つて其の細部に亘つてやりまして見まして現在本案は實行し得られぬ、實行し得られぬものを今日やつて置いて三月に致つて重ねて此の第一讀會で審議したものが果して其の當時適合し得るや否や疑問ですから二讀會に入らすして従つて速決に入つて戴くことに致したいと思ひます（「賛成」と呼ぶ者あり）</p> <p>○議長（足立茂君） それでは本議案を二讀會に移すべきや、移す必要な變更するといふ方に御賛成の方は御起立願ひます一起立者多數、多數と認めます本議案は第二讀會に移すことなくして否決されました、續いてこれで議事日程は終つたのであります</p> <p>日程第十二 議案第七十八號 白井民團長ニ對スル警告決議案（建議案）</p> <p>○議長（足立茂君） 先刻山田議員より提案のありました決議案を上程致したいと思ひますが、これはこと白井民團長の一身に關係あるやうに考へますので此の審議に就ては秘密會にして新聞記者並に傍聴人の方に退席して戴きたいと思ひます、皆さんの方で御異議がなければ左様取扱ひます（「秘密會の必要なし」と呼ぶ者あり）されでは秘密會の必要なしといふ御意向の方は御起立願ひます一起立者少數、少數と認めます、本決議案は秘密會に致します、新聞記者の方傍聴人の方退場願ひます、民團更員の方民團長と助役と會計主任の方、其の他會議記録の方を除いて御退場願ひます</p> <p>一一同退場</p> <p>○議長（足立茂君） 只今より開會致したいと、會議を開きたいと思ひますが定足數を缺きましたので此の決議案を上程する審議することが出来なくなりましたからこれで流會致します（「一寸待つて下さい」と呼ぶ者あり）</p>	<p>申上げたのであります、貴方は議長の職に居られて二十五名以上の議員に達した時に何故御説になりましたか、御説りになつてなら議員全體に於て定數に達しましたこういふことを御説りしなければ改めて二十五名以下になつても、なつた場合はこれは流會になるべきものであります、一言の御説りもなくしてこれを通された以上自ら二十二名にならうと二十名以下にならうと差支へないものであります、どうぞ其の點充分に大いに御研究になり御説りしたいと私考へます</p> <p>○議長（足立茂君） これを議題に上して日程の最後に廻して審議するといふことを許つた時は二十五人以上ありましたのでそれは議案になつたのであります、然しながら其の議案を審議する時に至りまして二十五人以下になつた場合にはそれは審議出来ないといふ監督官の御解釋もありましたし左様取計らひました</p> <p>○二十一番（五十嵐重吉君） 甚だしつこくいうやうだが……「但シ同一ノ事件ニ付集會再回ニ至ルモ仍議員定數半數ニ満タスシテ帝國臣民タル議員其ノ過半數ヲ占ムルトキハ此ノ限ニ在ラス」</p> <p>即ち此の法規によつて成立してゐるものであります</p>

(108)	(107)
<p>○二十一番（五十嵐重吉君） 議長の席に居られて二十五名以上の定數に達した場合議長の職に於てそれを民會議員諸君に御説り下さりましたか、これは最後となるまで一過の御説りもなく</p> <p>○議長（足立茂君） 諸つて居ります二十五人に達した時に許つたので</p> <p>○二十二番（五十嵐重吉君） それは二十五名といふことは事務當局の連中がいつてゐたやうに思ひますが、二十五人以上になつたことは二回しかありません、貴方が二十五名以上あつたと仰しやるのは二十四名の議員であります、はつきり記憶して居りますそれを事務……</p> <p>○議長（足立茂君） そうすれば二十四名であったとすれば議案として成立しない、議事に上すことも出来ぬし此の議場は散會です改めて次の民會に……二十六名になつた時、最後に廻して愈々審議する時にこれは二十五人に達しないから流會になつた</p> <p>○二十五番（山田榮治君） 甚だ私いなことを伺ひますが五十嵐君のいふ通りです、これは四十條を原則として「其ノ過半數ヲ占ムル時ハ此ノ限ニ在ラズ」これを以て成立してゐるのであります、同一議案を以て再開する場合にもし定員を缺いて居つてもそれは差支へないなほ原則として過半數を絶対必要とするが本日の最初の議長の宣言した時定員に足りない、昨日は議長が四十二人に基いて再開を宣せられた其の後過半數に達してゐるのであります、當然議長は只今より過半數に達したといふことに就て民會成立を宣言してゐる筈です、私緊急勧請を出さ</p>	<p>○二十一番（五十嵐重吉君） 先程私こういふことがありますせんかと思ふたので二十二名の時に申上げたのであります、貴方は議長の職に居られて二十五名以上の議員に達した時に何故御説になりましたか、御説りになつてなら議員全體に於て定數に達しましたこういふことを御説りしなければ改めて二十五名以下になつても、なつた場合はこれは流會になるべきものであります、一言の御説りもなくしてこれを通された以上自ら二十二名にならうと二十名以下にならうと差支へないものであります、どうぞ其の點充分に大いに御研究になり御説りしたいと私考へます</p> <p>○議長（足立茂君） これを議題に上して日程の最後に廻して審議するといふことを許つた時は二十五人以上ありましたのでそれは議案になつたのであります、然しながら其の議案を審議する時に至りまして二十五人以下になつた場合にはそれは審議出来ないといふ監督官の御解釋もありましたし左様取計らひました</p> <p>○二十一番（五十嵐重吉君） 甚だしつこくいうやうだが……「但シ同一ノ事件ニ付集會再回ニ至ルモ仍議員定數半數ニ満タスシテ帝國臣民タル議員其ノ過半數ヲ占ムルトキハ此ノ限ニ在ラス」</p> <p>即ち此の法規によつて成立してゐるものであります</p>

れた時に當然御審議をなさつたものと解釋して居ります。従つてもし其の後に於て只今議長の宣誓の如くこれが定數を缺いた爲に民會が流會と仰しやるならば五十嵐君のいふやうに先程決議したものは流會の管です（「遠ふ」と呼ぶ者あり）。

○大隈領事 法文の解釋を監督官の立場に於て説明申上げます

此の今日の民會は昨日の流會に引續きまして開きましたので施行規則の四十一條のところに於て昨日掛けた議案だけは定足數を以てせすに審議し昨日議案にならなかつたのは定則數がないならば民會の権能を使ふ、無議の権能はないのであります、従ひまして今迄ずっと無議して來ましたのは全部満たなかつた民會でつまり再度に亘つて集會した同一事件である爲に途中に於て定足數に足りなからうが有効であります、然し只今の最後の議案は今日初めて出た議案でありますから定足數がなければ民會が成立することは出來ないものであります

○二十五番（山田榮治君） 監督官の方でそういうふ解釈を御立てになれば明日續行される御意志でありますか

○議長（足立茂君） 勿論そうです

○二十五番（山田榮治君） 繼行されるんですか流會なら明日の開會を宣言して下さい

○議長（足立茂君） それではこれは流會となります明日二十五人以上の定員がなければ開會出来ませんいゝですか…………それは間違ひました明日は何人でも開會出来る譯です、明日は午後五時から開會します（拍手）

○午後九時二十分流會

(109)

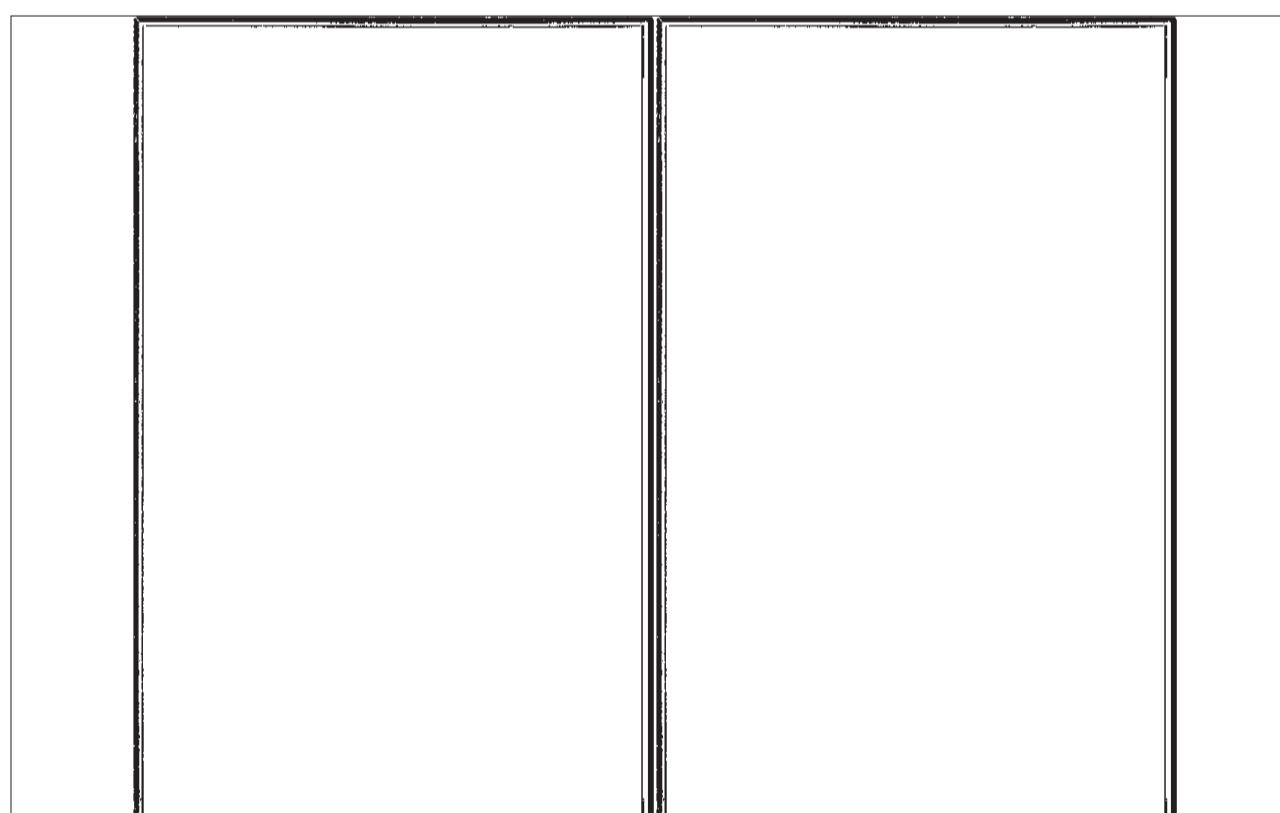
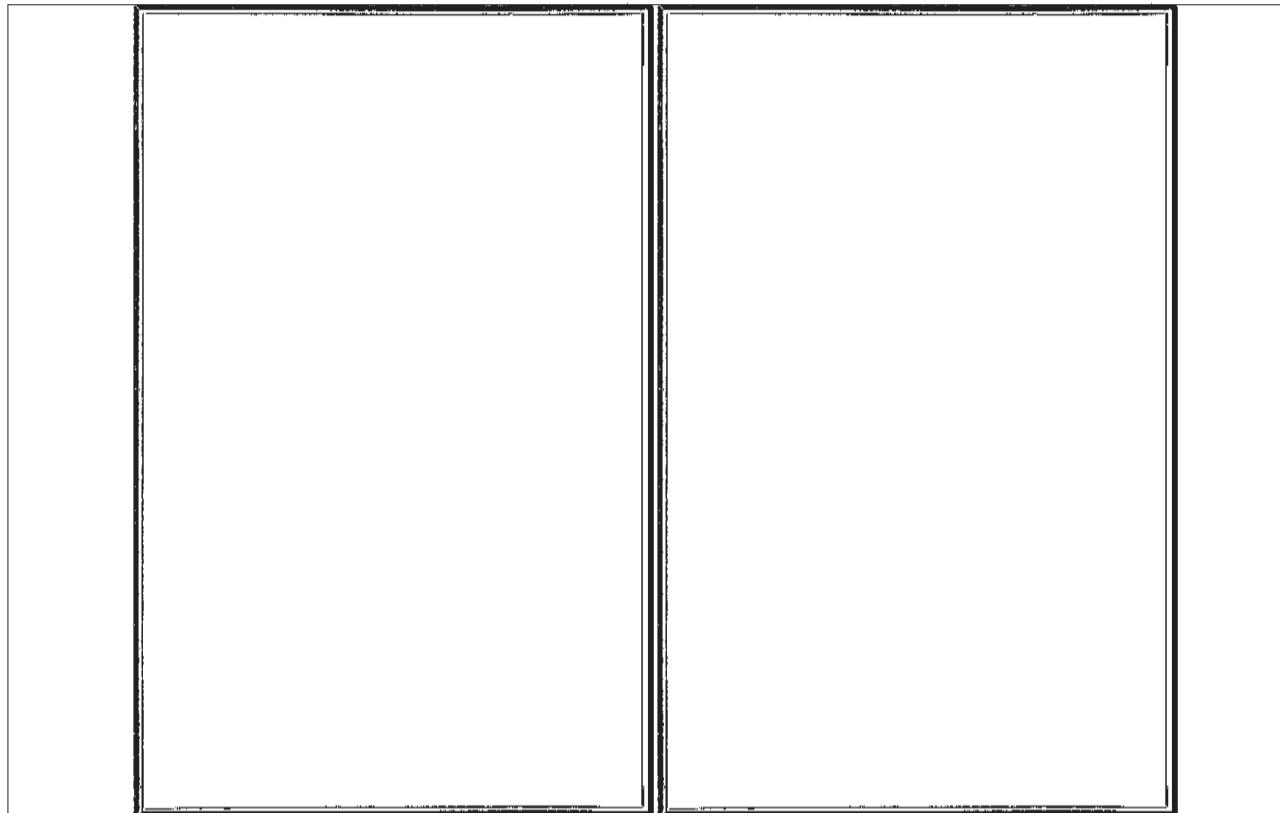
(110)

●

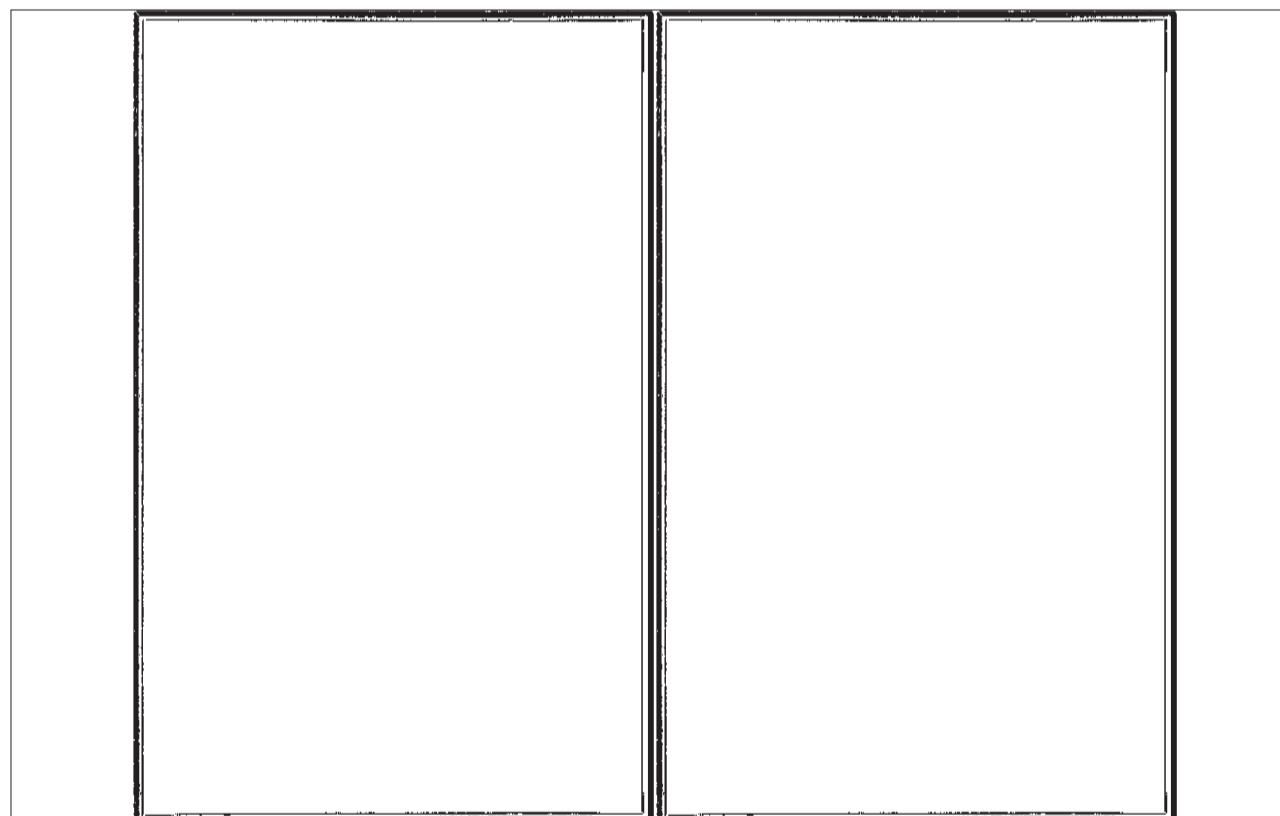
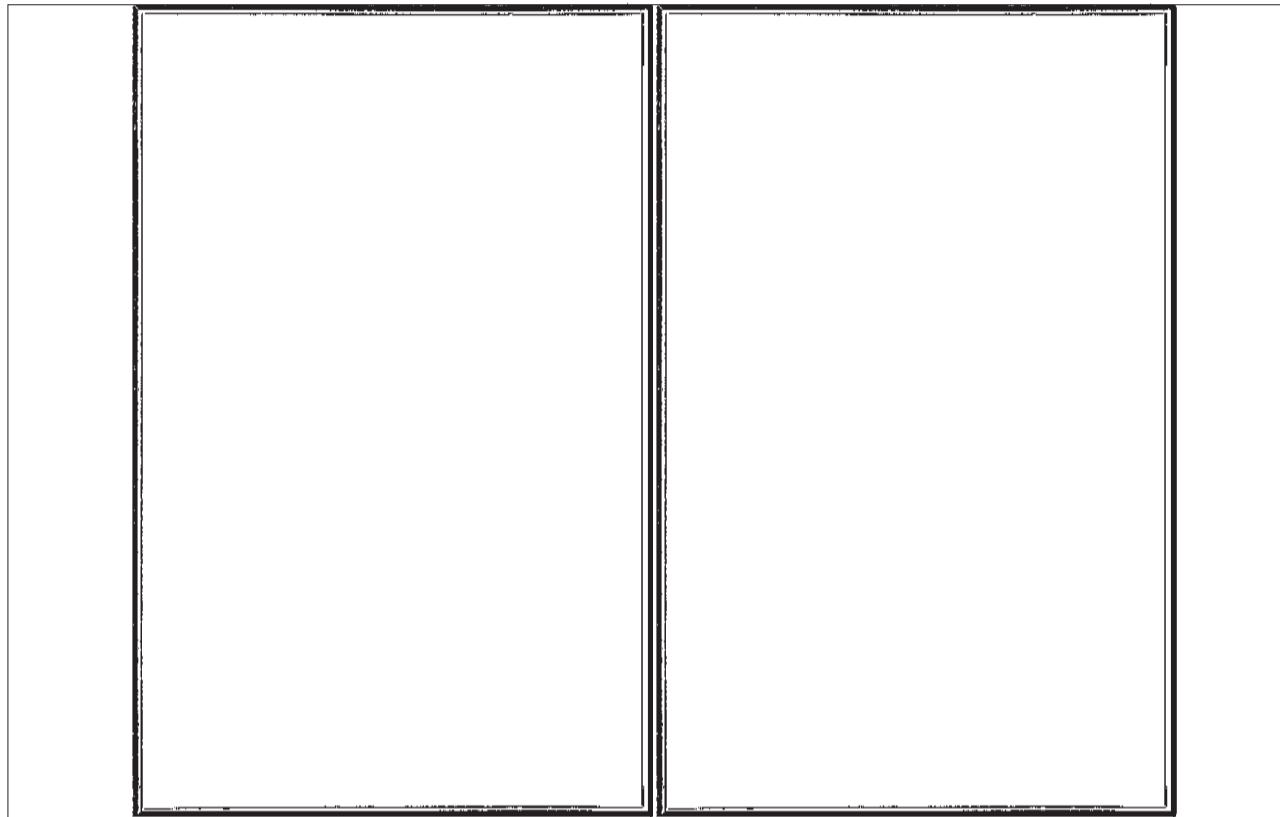
昭和十六年第五十九次居留民会临时会议事速记录

第三日

昭和十六年七月十七日（木曜日）



出席議員二十九名		(111)	(112)
出席議員	二番	五番	五十一番
白井民團長	伊藤辰郎	伊藤辰郎	永瀬三吾
出席吏員	山田正和	河村二四郎	手島喜兵衛
白井民團長	佐瀬常和	後藤祐三郎	中野幸兵衛
宮家助役	志村正三郎	河村正三郎	足立重造
上原會計主任	五十嵐重郎	藤谷信一郎	横山菊造
以下吏員三十三名	正三郎	佐瀬常和	木下喜造
	四郎	河村二四郎	新井辰造
	十五番	志村正三郎	辰造
	四十七番	河村二四郎	和
	四十八番	佐瀬常和	
	四十九番	河村二四郎	
	五十番	佐瀬常和	
	五十一番	河村二四郎	
	五十二番	佐瀬常和	
	五十三番	河村二四郎	
	五十四番	佐瀬常和	
	五十五番	河村二四郎	
	五十六番	佐瀬常和	
	五十七番	河村二四郎	
	五十八番	佐瀬常和	
	五十九番	河村二四郎	
	六十番	佐瀬常和	
	六十一番	河村二四郎	
	六十二番	佐瀬常和	
	六十三番	河村二四郎	
	六十四番	佐瀬常和	
	六十五番	河村二四郎	
	六十六番	佐瀬常和	
	六十七番	河村二四郎	
	六十八番	佐瀬常和	
	六十九番	河村二四郎	
	七十番	佐瀬常和	
	七十一番	河村二四郎	
	七十二番	佐瀬常和	
	七十三番	河村二四郎	
	七十四番	佐瀬常和	
	七十五番	河村二四郎	
	七十六番	佐瀬常和	
	七十七番	河村二四郎	
	七十八番	佐瀬常和	
	七十九番	河村二四郎	
	八十番	佐瀬常和	
	八十一番	河村二四郎	
	八十二番	佐瀬常和	
	八十三番	河村二四郎	
	八十四番	佐瀬常和	
	八十五番	河村二四郎	
	八十六番	佐瀬常和	
	八十七番	河村二四郎	
	八十八番	佐瀬常和	
	八十九番	河村二四郎	
	九十番	佐瀬常和	
	九十一番	河村二四郎	
	九十二番	佐瀬常和	
	九十三番	河村二四郎	
	九十四番	佐瀬常和	
	九十五番	河村二四郎	
	九十六番	佐瀬常和	
	九十七番	河村二四郎	
	九十八番	佐瀬常和	
	九十九番	河村二四郎	
	一百番	佐瀬常和	
	一百零一番	河村二四郎	
	一百零二番	佐瀬常和	
	一百零三番	河村二四郎	
	一百零四番	佐瀬常和	
	一百零五番	河村二四郎	
	一百零六番	佐瀬常和	
	一百零七番	河村二四郎	
	一百零八番	佐瀬常和	
	一百零九番	河村二四郎	
	一百十番	佐瀬常和	
	一百十一番	河村二四郎	
	一百十二番	佐瀬常和	
	一百十三番	河村二四郎	
	一百十四番	佐瀬常和	
	一百十五番	河村二四郎	
	一百十六番	佐瀬常和	
	一百十七番	河村二四郎	
	一百十八番	佐瀬常和	
	一百十九番	河村二四郎	
	一百二十番	佐瀬常和	
	一百二十一番	河村二四郎	
	一百二十二番	佐瀬常和	
	一百二十三番	河村二四郎	
	一百二十四番	佐瀬常和	
	一百二十五番	河村二四郎	
	一百二十六番	佐瀬常和	
	一百二十七番	河村二四郎	
	一百二十八番	佐瀬常和	
	一百二十九番	河村二四郎	
	一百三十番	佐瀬常和	
	一百三十一番	河村二四郎	
	一百三十二番	佐瀬常和	
	一百三十三番	河村二四郎	
	一百三十四番	佐瀬常和	
	一百三十五番	河村二四郎	
	一百三十六番	佐瀬常和	
	一百三十七番	河村二四郎	
	一百三十八番	佐瀬常和	
	一百三十九番	河村二四郎	
	一百四十番	佐瀬常和	
	一百四十一番	河村二四郎	
	一百四十二番	佐瀬常和	
	一百四十三番	河村二四郎	
	一百四十四番	佐瀬常和	
	一百四十五番	河村二四郎	
	一百四十六番	佐瀬常和	
	一百四十七番	河村二四郎	
	一百四十八番	佐瀬常和	
	一百四十九番	河村二四郎	
	一百五十番	佐瀬常和	
	一百五十一番	佐瀬常和	
	一百五十二番	佐瀬常和	
	一百五十三番	佐瀬常和	
	一百五十四番	佐瀬常和	
	一百五十五番	佐瀬常和	
	一百五十六番	佐瀬常和	
	一百五十七番	佐瀬常和	
	一百五十八番	佐瀬常和	
	一百五十九番	佐瀬常和	
	一百六十番	佐瀬常和	
	一百六十一番	佐瀬常和	
	一百六十二番	佐瀬常和	
	一百六十三番	佐瀬常和	
	一百六十四番	佐瀬常和	
	一百六十五番	佐瀬常和	
	一百六十六番	佐瀬常和	
	一百六十七番	佐瀬常和	
	一百六十八番	佐瀬常和	
	一百六十九番	佐瀬常和	
	一百七十番	佐瀬常和	
	一百七十一番	佐瀬常和	
	一百七十二番	佐瀬常和	
	一百七十三番	佐瀬常和	
	一百七十四番	佐瀬常和	
	一百七十五番	佐瀬常和	
	一百七十六番	佐瀬常和	
	一百七十七番	佐瀬常和	
	一百七十八番	佐瀬常和	
	一百七十九番	佐瀬常和	
	一百八十番	佐瀬常和	
	一百八十一番	佐瀬常和	
	一百八十二番	佐瀬常和	
	一百八十三番	佐瀬常和	
	一百八十四番	佐瀬常和	
	一百八十五番	佐瀬常和	
	一百八十六番	佐瀬常和	
	一百八十七番	佐瀬常和	
	一百八十八番	佐瀬常和	
	一百八十九番	佐瀬常和	
	一百九十番	佐瀬常和	
	一百九十一番	佐瀬常和	
	一百九十二番	佐瀬常和	
	一百九十三番	佐瀬常和	
	一百九十四番	佐瀬常和	
	一百九十五番	佐瀬常和	
	一百九十六番	佐瀬常和	
	一百九十七番	佐瀬常和	
	一百九十八番	佐瀬常和	
	一百九十九番	佐瀬常和	
	一百二十番	佐瀬常和	
	一百二十一番	佐瀬常和	
	一百二十二番	佐瀬常和	
	一百二十三番	佐瀬常和	
	一百二十四番	佐瀬常和	
	一百二十五番	佐瀬常和	
	一百二十六番	佐瀬常和	
	一百二十七番	佐瀬常和	
	一百二十八番	佐瀬常和	
	一百二十九番	佐瀬常和	
	一百三十番	佐瀬常和	
	一百三十一番	佐瀬常和	
	一百三十二番	佐瀬常和	
	一百三十三番	佐瀬常和	
	一百三十四番	佐瀬常和	
	一百三十五番	佐瀬常和	
	一百三十六番	佐瀬常和	
	一百三十七番	佐瀬常和	
	一百三十八番	佐瀬常和	
	一百三十九番	佐瀬常和	
	一百四十番	佐瀬常和	
	一百四十一番	佐瀬常和	
	一百四十二番	佐瀬常和	
	一百四十三番	佐瀬常和	
	一百四十四番	佐瀬常和	
	一百四十五番	佐瀬常和	
	一百四十六番	佐瀬常和	
	一百四十七番	佐瀬常和	
	一百四十八番	佐瀬常和	
	一百四十九番	佐瀬常和	
	一百五十番	佐瀬常和	
	一百五十一番	佐瀬常和	
	一百五十二番	佐瀬常和	
	一百五十三番	佐瀬常和	
	一百五十四番	佐瀬常和	
	一百五十五番	佐瀬常和	
	一百五十六番	佐瀬常和	
	一百五十七番	佐瀬常和	
	一百五十八番	佐瀬常和	
	一百五十九番	佐瀬常和	
	一百六十番	佐瀬常和	
	一百六十一番	佐瀬常和	
	一百六十二番	佐瀬常和	
	一百六十三番	佐瀬常和	
	一百六十四番	佐瀬常和	
	一百六十五番	佐瀬常和	
	一百六十六番	佐瀬常和	
	一百六十七番	佐瀬常和	
	一百六十八番	佐瀬常和	
	一百六十九番	佐瀬常和	
	一百七十番	佐瀬常和	
	一百七十一番	佐瀬常和	
	一百七十二番	佐瀬常和	
	一百七十三番	佐瀬常和	
	一百七十四番	佐瀬常和	
	一百七十五番	佐瀬常和	
	一百七十六番	佐瀬常和	
	一百七十七番	佐瀬常和	
	一百七十八番	佐瀬常和	
	一百七十九番	佐瀬常和	
	一百八十番	佐瀬常和	
	一百九十一番	佐瀬常和	
	一百九十二番	佐瀬常和	
	一百九十三番	佐瀬常和	
	一百九十四番	佐瀬常和	
	一百九十五番	佐瀬常和	
	一百九十六番	佐瀬常和	
	一百九十七番	佐瀬常和	
	一百九十八番	佐瀬常和	
	一百九十九番	佐瀬常和	
	一百二十番	佐瀬常和	
	一百二十一番	佐瀬常和	
	一百二十二番	佐瀬常和	
	一百二十三番	佐瀬常和	
	一百二十四番	佐瀬常和	
	一百二十五番	佐瀬常和	
	一百二十六番	佐瀬常和	
	一百二十七番	佐瀬常和	



昭和十六年第五十九次居留民會臨時會議事速記録附錄

昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更ノ件

(一) 參事會代議決事項報告ノ件

(昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更ノ件)

一、昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更ノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十六年六月十八日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ仍テ報告ス

昭和十六年度取得課金第一期分納入期日ハ「五月三十一日限」ナルトコロ「六月三十日限」

ト臨時變更ス

(二) 參事會代議決事項報告ノ件

(昭和十六年度工巡費一部第一期分納入期日變更ノ件)

一、昭和十六年度工巡費(一部第一期分納入期日變更ノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十六年七月四日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ仍テ報告ス

昭和十六年度工巡費第一期分納入期日變更ノ件

(昭和十六年度工巡費一部第一期分納入期日變更ノ件)

一、昭和十六年度工巡費(一部第一期分納入期日變更ノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十六年七月四日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ仍テ報告ス

昭和十六年第五十九次居留民會臨時會議事速記録

一、一般大眾ノ利便ヲ圖ル爲團營食堂ヲ建設スルコト

(九) 昭和十六年度天津居留民團歲入出追加更正豫算

歲 入	歲 出
一、六百五拾壹萬參千壹百九拾圓也	一、五百四拾貳萬六千六百六拾四圓也
壹百零四萬九千壹百拾四圓也	貳百四拾三萬五千六百七拾圓也
計七八拾六萬貳千參百參拾四圓也	計七八拾六萬貳千參百參拾四圓也

歲入出差引殘金ナシ

(豫算表省略)

臨 時 部	經 常 部
豫 算 高	豫 算 高

(120) 昭和十六年第亜九次居留民會臨時會要錄

一、出席議員 第一日 三十三名

第二日 二十六名

第三日 二十九名

自昭和十六年七月十五日至

七月十七日

民團公會堂

省略ス

議 長	記 長
民團長	書記
足立	是
井忠	木下
三郎	憲四郎
茂	重

歲 入	歲 出	臨 時 部	經 常 部
一、六百五拾壹萬參千壹百九拾圓也	一、五百四拾貳萬六千六百六拾四圓也	豫 算 高	豫 算 高
壹百零四萬九千壹百拾四圓也	貳百四拾三萬五千六百七拾圓也	豫 算 高	豫 算 高
計七八拾六萬貳千參百參拾四圓也	計七八拾六萬貳千參百參拾四圓也		
歲入出差引殘金ナシ	(豫算表省略)		